

目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄（下線部分）をクリックすると、
該当ページまで移動します。

出席議員	4
第 1 会議録署名議員の指名	8
第 2 会期の決定	8
議長の諸般報告	8
町長の行政報告	9
第 3 報告第 8 号 専決処分の報告について	11
第 4 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて	12
第 5 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて	12
第 6 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて	12
第 7 議案第 6 4 号 利府町文化交流センター条例	12
第 8 議案第 6 5 号 利府町学校給食費の免除に関する条例	12
第 9 議案第 6 6 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	12
第 1 0 議案第 6 7 号 利府町老人ホーム入所判定委員会条例	12
第 1 1 議案第 6 8 号 利府町子ども・子育て会議条例	12
第 1 2 議案第 6 9 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する 法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	12
第 1 3 議案第 7 0 号 利府町公の施設に係る指定管理者の 指定手続等に関する条例の一部を改正する条例	12
第 1 4 議案第 7 1 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	13

第15	<u>議案第72号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例</u>	13
第16	<u>議案第73号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例</u>	14
第17	<u>議案第74号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例</u>	14
第18	<u>議案第75号 利府町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例</u>	14
第19	<u>議案第76号 令和元年度利府町一般会計補正予算</u>	14
第20	<u>議案第77号 令和元年度利府町国民健康保険特別会計補正予算</u>	15
第21	<u>議案第78号 令和元年度利府町介護保険特別会計補正予算</u>	15
第22	<u>議案第79号 令和元年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算</u>	16
第23	<u>議案第80号 令和元年度利府町下水道特別会計補正予算</u>	16
第24	<u>議案第81号 令和元年度利府町水道事業会計補正予算</u>	17
第25	<u>議案第82号 工事請負契約の締結について</u>	17
第26	<u>議案第83号 工事請負変更契約の締結について</u>	17
第27	<u>議案第84号 工事請負変更契約の締結について</u>	17
第28	<u>議案第85号 工事請負変更契約の締結について</u>	18
第29	<u>議案第86号 工事請負変更契約の締結について</u>	18
第30	<u>議案第87号 工事請負変更契約の締結について</u>	18
第31	<u>議案第88号 工事請負変更契約の締結について</u>	18
第32	<u>議案第89号 工事請負変更契約の締結について</u>	18
第33	<u>議案第90号 工事請負変更契約の締結について</u>	18
第34	<u>議案第91号 財産の取得の変更について</u>	18
第35	<u>議案第92号 指定管理者の指定について</u>	18
第36	<u>議案第93号 指定管理者の指定について</u>	18

第37 一般質問

今野隆之 議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

- 1 防災・減災対策について
- 2 病児・病後児保育事業について
- 3 沢乙北公園のテニスコート等について

渡邊博恵 議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

- 1 防災対策について
- 2 化学物質過敏症について

鈴木忠美 議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

- 1 災害発生の対応策について
- 2 旧葉山学校建設予定地の活用は

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

出席議員（17名）

1番	今野隆之君	2番	渡邊博恵君
3番	鈴木晴子君	4番	西澤文久君
5番	伊藤司君	6番	坂本義也君
7番	鈴木忠美君	8番	伊勢英昭君
9番	安田知己君	10番	木村範雄君
11番	土村秀俊君	12番	高久時男君
13番	及川智善君	15番	遠藤紀子君
16番	渡辺幹雄君	17番	羽川喜富君
18番	吉岡伸二郎君		

欠席議員（1名）

14番	永野渉君
-----	------

説明のため出席した者

町長	熊谷大君
副町長	櫻井やえ子君
総務課長	折笠浩幸君
政策課長	鈴木則昭君
財務課長	後藤仁君
税務課長	折笠ゆきえ君
町民課長	伊藤智君
生活安全課長	鈴木啓義君
保健福祉課長	伊藤文子君

令和元年12月定例会会議録（12月3日火曜日分）

子ども支援課長	鈴木 義 光	君
都市整備課長	菅野 勇	君
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	鎌田 功 紀	君
上下水道課長	名取 仁 志	君
オリンピック推進室長 兼オリンピック推進班長	佐藤 浩 幸	君
収納対策室長 兼収納整理班長	鈴木 久仁子	君
文化複合施設推進室長	近江 信 治	君
会計管理者兼会計室長	櫻井 浩 明	君
教 育 長	本 明 陽 一	君
教 育 次 長	宮 本 利 浩	君
教育総務課長	鈴木 真由美	君
生涯学習課長	高橋 徳 光	君
代表監査委員	宮 城 正 義	君
監査委員事務局長 兼選挙管理委員会事務局長	庄 司 英 夫	君

事務局職員出席者

事 務 局 長	菅 井 百 合 子	君
主 幹	土 屋 俊 介	君
主 任 主 査	利 玲 子	君
主 事	下 山 聖 奈	君

議 事 日 程 （第1日）

令和元年12月3日（火曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 8号 専決処分の報告について
- 第 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて

- 第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 議案第 64号 利府町文化交流センター条例
- 第 8 議案第 65号 利府町学校給食費の免除に関する条例
- 第 9 議案第 66号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 第10 議案第 67号 利府町老人ホーム入所判定委員会条例
- 第11 議案第 68号 利府町子ども・子育て会議条例
- 第12 議案第 69号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例
- 第13 議案第 70号 利府町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を
改正する条例
- 第14 議案第 71号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第 72号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職
の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条
例
- 第16 議案第 73号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係
法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第17 議案第 74号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第 75号 利府町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第 76号 令和元年度利府町一般会計補正予算
- 第20 議案第 77号 令和元年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第21 議案第 78号 令和元年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第22 議案第 79号 令和元年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第23 議案第 80号 令和元年度利府町下水道特別会計補正予算
- 第24 議案第 81号 令和元年度利府町水道事業会計補正予算
- 第25 議案第 82号 工事請負契約の締結について
- 第26 議案第 83号 工事請負変更契約の締結について
- 第27 議案第 84号 工事請負変更契約の締結について
- 第28 議案第 85号 工事請負変更契約の締結について
- 第29 議案第 86号 工事請負変更契約の締結について

- 第30 議案第87号 工事請負変更契約の締結について
 - 第31 議案第88号 工事請負変更契約の締結について
 - 第32 議案第89号 工事請負変更契約の締結について
 - 第33 議案第90号 工事請負変更契約の締結について
 - 第34 議案第91号 財産の取得の変更について
 - 第35 議案第92号 指定管理者の指定について
 - 第36 議案第93号 指定管理者の指定について
 - 第37 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（吉岡伸二郎君） おはようございます。

ただいまから令和元年12月利府町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名です。

本日、会議規則第2条の規定により、14番 永野 渉議員から欠席届が提出されております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、9番 安田知己君、10番 木村範雄君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月6日までの4日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月6日までの4日間と決定しました。

なお、会期中の日程につきましては、あらかじめお配りしております審議予定表のとおりであります。

諸般の報告、一般行政報告

○議長（吉岡伸二郎君） 会議に先立ち、議長の諸般報告及び町長の行政報告を行います。

それでは、私から諸般報告を申し上げます。

12月定例会の開会に先立ち、諸般報告を申し上げます。

初めに、町議会関係ですが、11月22日、議会だより第175号を発行しております。

次に、宮城県町村議会議長会及び宮城黒川地方町村議会議長会関係ですが、11月11日、12日の両日、宮城黒川地方町村議会議長会表彰式並びに委員研修会、宮城黒川地方町村議会委員長

研修会が開催され、私と副議長、議員が出席しております。

続いて、全国町村議会議長会関係ですが、11月13日、全国町村議会議長会70周年記念式典及び第63回町村議会議長全国大会がNHKホールで開催され、私が出席し、要望、決議等を行っております。

次に、行政視察及び広報視察受け入れでございますが、10月31日、茨城県鉾田市議会、11月21日、秋田県美郷町議会が来庁され、各種取り組みなどについて研修を行っております。

以上は要点のみ申し上げましたが、その他の会議内容等につきましては配付の議長諸般報告のとおりですので、ごらんいただきますようお願い申し上げます。

なお、本定例会には町長より報告が1件、承認が3件、議案が30件提案されておりますので、慎重審議をお願いいたします。

続いて、町長の**行政報告**があります。行政報告の発言を許します。町長。

○町長（熊谷 大君） おはようございます。

令和元年も早いもので残り1カ月を残すところとなり、朝夕めっきり寒い季節となっております。保育所や小中学校では、インフルエンザの流行する時期ともなり、皆様におかれましては、どうぞ御自愛くださいますようお願いいたします。

それでは、12月定例会の開会に先立ちまして、行政報告を申し上げます。

初めに、このたびの東日本を中心に甚大な被害をもたらした「台風第19号」及び「10月25日低気圧」により亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様が一日も早く平穏な生活を取り戻せますよう、心からお祈り申し上げます。

本町におきましても、人的被害を初め、住宅、農作物、公共施設などの被害があったことから、総合相談窓口を設置し、災害廃棄物仮置き場の受付業務や罹災証明業務に取り組むなど、職員が一丸となって対応したところであります。引き続き被災者の支援を図りながら、町民の皆様が安心・安全に暮らせるよう努めてまいります。

次に、復興事業に関してですが、須賀・浜田地区水門陸閘遠隔操作施設の整備及び須賀地区水門土木工事については順調に進捗しており、年度内に完成する見込みとなりました。また、将来的な活性化を見据えた振興プランの策定に向けて、「ハマスカ未来会議」を定期的開催したほか、先進地視察も実施いたしました。引き続き地区住民の皆様とともに、復興及び持続的な地域振興に取り組んでまいります。

続いて、「十符の里一利府」フェスティバルに関してですが、今回は初の試みとして、利府

町役場に会場を移し、例年より1カ月早い9月15日に「環境まるごとフェア」と同時開催いたしました。当日は、町内外から延べ2万5,000人が訪れ、本町ゆかりのアーティストによるライブステージを初め、小惑星探査機はやぶさ、はやぶさ2の実寸大模型の展示や落語、eスポーツ大会など盛りだくさんの内容で幅広い年代の方々にお楽しみいただきました。

次に、令和3年度からの「新総合計画」関連であります。若者を中心とした「未来づくりワークショップ」を開催し、町の将来像やキャッチコピーについて話し合いを行ったほか、子供たちの思いを計画に生かすため、「利府の未来」をテーマに、町内小中学生のポスターコンクールを実施するなど、町民の皆様とともに町の未来を描いていく計画づくりを進めているところでございます。

続いて、文化複合施設の整備に関してですが、建物の基礎となるくい打ち工事を10月から開始するなど、建築工事については順調に進捗しております。また、施設の管理運営方法につきましては十分に検討を重ね、指定管理者制度を活用した管理運営とする方針としました。これに伴い、必要となる条例を本定例会に提案しております。引き続き本町の豊かな文化を育む交流拠点となるよう整備を推進してまいります。

次に、保健福祉関係ですが、昨年度まで町が主催していた敬老会について、本年度から高齢者の方々のきずなづくりを目指した町内会行事に移行いたしました。町から各町内会に対し交付金を交付するとともに、小学生からのメッセージカードや商業施設の割引券などの記念品を進呈いたしました。また、東北福祉大学との連携による「高齢者の集い」を開催し、保健福祉センターを利用する高齢者の方々に演奏会や手品、漫才などをお楽しみいただきました。

続いて、子育て支援に関してですが、10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者の皆様への説明会を開催したほか、来年度に開館予定の東部児童館及び町内児童クラブの運営業者の選定委員会を開催し、候補者を選定いたしました。また、9月29日に役場庁舎において、小学生を対象に働くことの楽しさや社会の仕組みを学ぶ「こどものまちinりふ」を開催しました。今後も本町の将来を担う子供たちが健やかに成長していけるよう、子育て支援を進めてまいります。

次に、産業・観光振興に関してですが、シンガーソングライターの「翼tasku」とボランティアヒーローの「梨ん幹戦士ナシルバー」さんのお2人を、5人目、6人目の新たな観光大使として任命しました。それぞれ町内外を問わず幅広く活動されており、本町のさらなる魅力発信に期待しているものであります。また、10月6日には、イオンモール利府を会場に

「梨まつり」を、先月の9日には、「第2回オートテストチャレンジ」を開催し、多くの方々に御来場いただきました。

続いて、教育関係ですが、「学校給食費の無料化」につきましては、子育て世代の経済的負担の軽減を図り、ひいては出生率の向上や定住の促進につなげていくため、特に卒業、進学で費用のかかる町内に住所を有する小学校6年生の児童及び中学校3年生の生徒の保護者等を対象として、来年の4月の実施に向け条例案を本定例会に提案しております。また、小中学校のエアコン設置工事につきましては、年度内に完了する見込みとなっております。

最後に、生涯学習に関してですが、本町をファームの本拠地とする東北楽天イーグルスが球団史上初となるイースタン・リーグ優勝を果たしました。ことしの3月に人工芝へとリニューアルしたグラウンドで全18試合の熱戦が繰り広げられ、町民の皆様を初め多くの来場者に感動を与えました。また、子供たちが日ごろの感謝の気持ちや将来の夢を発表する「十符っ子の日」のほか、文化祭やスクールバンドフェスティバルなど、さまざまなイベントを開催しました。引き続き、本町ならではの文化振興を進めてまいります。

以上は要点のみであり、そのほかの主な事業等については別紙のとおりですので、ごらんいただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で町長の行政報告を終わります。

なお、本日の日程については、お配りしております議事日程の順に進めてまいります。

日程第 3 報告第 8号から

日程第36 議案第93号まで

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第3、報告第8号専決処分の報告についてから日程第36、議案第93号指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは、本定例会に提案しております報告1件、承認3件、議案30件について順次御説明申し上げます。

初めに、**報告第8号、専決処分の報告**についてでございますが、ことしの10月11日、利府町生涯学習センター駐車場において、町の職員が公用車を駐車しようとした際、駐車していた相手方車両に接触し、損害を与えた物損事故について、町の負担割合が10割の内容で相手方と和解したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項

の規定により議会に報告するものであります。なお、この損害賠償については、全国自治協会の自動車損害共済事業により全額補填されることとなっております。

次に、承認第2号から承認第4号までの専決処分の承認を求めることについてでございますが、これらは関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

さきの台風第19号接近に伴う被害箇所の応急復旧に対するための経費について緊急執行を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、10月15日に、令和元年度利府町一般会計補正予算、令和元年度下水道特別会計補正予算及び令和元年度水道事業会計補正予算の専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

次に、議案第64号、利府町文化交流センター条例でございますが、令和3年2月末に完成予定として整備を進めている文化複合施設について、町民の皆様の文化・芸能活動と交流の場を提供する中心施設にしたいという思いから、名称を「利府町文化交流センター」とし、町民サービスや利便性の向上が見込まれる指定管理者制度により、同施設の管理運営を行うため、施設の設置及び管理に関して必要な事項を定める条例を制定するものであります。

次に、議案第65号、利府町学校給食費の免除に関する条例でございますが、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るとともに、食育の推進や子育て環境の向上を目指すことを目的として、来年の4月から給食費無料化を実施するために制定するものであります。

内容といたしましては、卒業や入学により経済的に負担の大きい町立小学校6年生の児童と町立中学校3年生の生徒の保護者を対象とし、当該児童生徒に係る学校給食費の支払いを免除するものであります。

次に、議案第66号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、議案第67号、利府町老人ホーム入所判定委員会条例、議案第68号、利府町子ども・子育て会議条例、議案第69号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び議案第70号、利府町公の施設に係る指定管理者の指定等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、関連がございますので一括して御説明申し上げます。

これらは平成29年の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、特別職の非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、一般職の会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、関係条例の整備を行うものであります。

議案第66号の内容といたしましては、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定める

条例を新たに制定するものであります。

議案第67号及び議案第68号の内容といたしましては、審議会の委員等を含む臨時非常勤職員の見直しを行ったところ、利府町老人ホーム入所判定委員会及び利府町子育て会議の委員については、特別職の非常勤職員である附属機関の委員とすることが適当であることから、地方自治法第138条の4第3項の規定により、当該委員会及び会議を設置する条例を新たに制定するものであります。

議案第69号の主な内容といたしましては、臨時非常勤職員の任用要件厳格化により、これまで特別職の非常勤職員としてきた公民館分館長、交通安全指導員及び行政区長を特別職の非常勤職員から除くほか、関係条例の文言整理等、所要の改正を行うものであります。

議案第70号の内容といたしましては、議案第67号及び議案第68号と同様に、各種指定管理者選定委員会の委員については、特別職の非常勤職員である附属機関の委員とすることが適当であることから、地方自治法第138条の4第3項の規定により、当該委員会を一括して利府町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例を根拠として設置するため、関係条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第71号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第72号、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましても、関連がございますので一括して御説明申し上げます。

ことしの8月7日に、民間給与との給与格差の是正を求める令和元年人事院勧告が示されました。この人事院勧告制度は労働基本権が制約されている公務員の代償措置として、官と民の給与水準の均衡を基本とするものであり、総務省においては、地方公務員の給与改定については国家公務員の給与改定を基本として決定すべきとする地方公務員法の給与決定原則に基づき、適切に見直しを行う必要があるものとしております。このことから、近隣市町村においても、おおむねこの勧告どおり給与改定を行う予定であり、これらを総合的に勘案し、国に準じて所要の改正を行うものであります。

議案第71号の内容としましては、民間との格差是正のため、若年層を中心に4月までさかのぼり、給料月額を平均で0.1%、今月の勤勉手当支給月数を0.05月分引き上げるとともに、来年度以降の勤勉手当につきましては、引き上げ分を平準化し、期末勤勉手当の年間支給月数を4.50月とするものであります。また、住居手当につきましては、民間等の状況を踏まえ、対象とな

る家賃及び支給する手当額の上限を来年度から引き上げるものであります。

議案第72号の内容としましては、議会議員、町長、副町長、教育長の今月の期末手当支給月数を0.05月分引き上げ、来年度以降につきましては、引き上げ分を平準化し、年間支給月数を3.40月とするものであります。

次に、議案第73号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございますが、ことしの6月に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置が講じられたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第74号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正され、災害援護資金の償還免除の対象範囲の拡大等が行われたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第75号、利府町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、本町の下水道事業につきましては、事業開始からこれまで特別会計を設置して運営を行ってまいりましたが、地方公営企業として経営基盤の強化を図るよう国から要請を受けたことに伴い、来年の4月1日から地方公営企業法の全部を適用するため、関連する条例について所要の改正を行い、既に公営企業として運営している水道事業と会計方式、執行体制等を統一し、一層の経営強化を図るものであります。

次に、議案第76号、令和元年度利府町一般会計補正予算でございますが、第1条につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に3億639万円を追加し、歳入歳出予算の総額を141億968万9,000円とするものであります。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、議会広報紙印刷業務事業を初めとする63件の追加と、小中学校ICT機器及び教育用・校務用コンピューター賃貸借事業の限度額を変更するものであります。

第3条の地方債の補正につきましては、災害援護資金貸付金を初めとする3事業の限度額を変更するものであります。

また、さきの台風第19号の被害対応に伴う災害救助費や道路・公園・農地及び農業用施設の

災害復旧費をそれぞれ計上しております。

そのほかの補正予算の詳細につきましては財務課長から補足説明させますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第77号、令和元年度利府町国民健康保険特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から9,363万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を29億7,963万7,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入でございますが、1款国民健康保険税につきましては、退職被保険者数の減少により182万7,000円を減額するものであります。

4款県支出金につきましては、医療費の減少等により9,800万9,000円を減額するものであります。

6款繰入金につきましては、保険基盤安定負担金交付申請額の確定等に伴う他会計繰入金の増額分と財源調整のための基金繰入金の減額分によりまして619万7,000円を増額するものであります。

次に、歳出の主なものでございますが、1款総務費につきましては、医療機関窓口におけるオンライン資格確認に向けた国民健康保険資格システム改修業務委託料の計上等により、169万3,000円を増額するものであります。

2款保険給付費につきましては、医療費の減少による療養給付費や高額療養費の減少等により9,718万9,000円を減額するものであります。

8款諸支出金につきましては、一般被保険者保険税還付金の増加等により186万4,000円を増額するものであります。

3ページをごらんください。

第2表債務負担行為につきましては、特定健康診査等業務事業を初めとする5事業を設定するものであります。

次に、議案第78号令和元年度利府町介護保険特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に289万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億8,468万9,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入の主なものでございますが、3款国庫支出金につきましては、保険者機能強化推進交付

金の交付決定などにより増額するものであります。

3ページをごらんください。

歳出の主なものでございますが、1款総務費につきましては、高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定業務の委託内容及び業務スケジュールの見直しに伴い減額するものであります。

5款地域支援事業費につきましては、介護予防サービス等の利用者の増加に伴い増額するものであります。

4ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正につきましては、一般介護予防業務事業を初めとする4事業を追加するものであります。

また、ことしの9月定例会で設定しました高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定業務事業につきましては、委託内容及び業務スケジュールの見直しにより限度額を変更するものであります。

次に、議案第79号、令和元年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に896万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億9,143万5,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料につきましては、被保険者数及び1人当たりの保険料が増加したことに伴い、864万8,000円を増額するものであります。

3款繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金の確定により31万4,000円を増加するものであります。

次に、歳出でございますが、2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者数及び1人当たりの保険料の増加などにより896万2,000円を増額するものであります。

次に、議案第80号、令和元年度利府町下水道特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億3,538万5,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入でございますが、3款繰入金につきましては、災害復旧事業費等に充てるため、一般会計繰入金を増額するものであります。

次に、歳出でございますが、1款総務費につきましては、人件費の調整等により7万1,000円を増額するものであります。

2款事業費につきましては、さきの台風第19号の被害対応に伴う下水道施設の災害復旧事業費の増加などにより392万9,000円を増額するものであります。

3ページをごらんください。

第2表債務負担行為補正につきましては、下水道会計システムの賃貸借事業を初めとする4事業を追加するものであります。

次に、議案第81号、令和元年度利府町水道事業会計補正予算でございますが、第2条収益的支出の補正及び第3条資本的支出の補正につきまして、人件費の調整によりそれぞれ増額するものであります。

2ページをお開きください。

第5条債務負担行為の補正につきましては、単価契約に係る複合機複写サービス事業を初めとする4事業を追加するものであります。

次に、議案第82号、工事請負契約の締結についてでございますが、本工事は社会資本整備総合交付金事業により進めている利府駅駅前広場の整備工事であります。主な工事内容としましては、駅正面の歩道を拡幅するとともに、駅前ロータリーの整備及びバスシェルターの設置を行うものであります。

なお、本工事の契約に際しましては、総合評価落札方式の特別簡易型による条件つき一般競争入札を執行し、落札者を決定しております。主な入札参加条件は、宮城県内に本店、支店等を有していること、また本町が定める競争入札参加者の資格を定める基準による等級を、土木一式工事の総合評定値が850点以上1,300点未満のBクラスの業者としております。

次に、議案第83号、工事請負変更契約の締結についてでございますが、本契約は平成29年6月定例会において議決をいただきました須賀地区水門機械設備その2工事の第3回目の変更を行うものであります。

主な変更の理由でございますが、当初予定していた補助タンク設備の減工のほか、清算に向けた調整を行うものであります。また、本工事と密接に関連する水門土木工事と工事の進捗を合わせて施工する必要があることから、当該水門土木工事に合わせ末工期を来年の2月28日まで延長するものであります。

次に、議案第84号、工事請負変更契約の締結についてでございますが、本契約は昨年12月

定例会において議決をいただきました須賀・浜田地区水門陸閘遠隔監視操作施設整備工事の第1回目の変更を行うものであります。

主な変更の理由でございますが、本遠隔監視システムは、宮城県の防災システムを利用し、有線及び無線にて水門陸閘の監視操作を行うものであります。大規模災害が発生し宮城県の防災システムにふぐあいが生じた場合でも、町から直接、水門陸閘の現地状況の確認や調査を行える体制を構築するために、災害専用の無線回線を利用したバックアップシステムの新たな増工のほか、清算に向けた調整を行うものであります。

また、本工事の密接に関連する水門土木工事と工事の進捗を合わせて施工する必要があることから、当該水門土木工事に合わせて末工期を来年の2月28日まで延長するものであります。

次に、**議案第85号、工事請負変更契約の締結について**でございますが、本契約はことしの6月定例会において議決をいただきました。文化複合施設建築工事の第1回目の変更を行うものであります。

主な変更の理由でございますが、外構工事などの増工や間取りの変更、ことしの10月1日からの消費税率の引き上げに伴い、増額変更を行うものであります。

次に、**議案第86号、工事請負変更契約の締結について**でございますが、本契約はことしの7月臨時会において議決をいただきました。小中学校空調設置工事の第1回目の変更を行うものであります。

変更の主な理由でございますが、エアコン設置に伴う電気料金の高騰を低減させるために設置する集中リモコン等の監視自動制御装置について、各校フロアごとに系統分けすることによる増工のほか、10月の消費税増税に伴う増額変更を行うものであります。

次に、**議案第87号から議案第90号までの工事請負変更契約の締結について及び議案第91号の財産の取得の変更について**につきましては、関連がございますので、一括して御説明申し上げます。

これらの工事及び財産の取得につきましては、ことしの10月1日から消費税率の引き上げに伴い、増額変更を行うものであります。

次に、**議案第92号、指定管理者の指定について**でございますが、来年の4月1日から3年間、特定非営利活動法人利府町観光協会を利府町コミュニティセンターの指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、**議案第93号、指定管理者の指定について**でございますが、来年の4月1日から3年間、

特定非営利活動法人みやぎ・せんだい子どもの丘を利府町東部児童館の指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしております報告1件、承認3件、議案30件でございますので、慎重審議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、議案第76号、令和元年度利府町一般会計補正予算について補足説明を求めます。財務課長。

○財務課長（後藤 仁君） それでは、議案第76号、令和元年度利府町一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の2ページをお開き願います。2ページから4ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正につきましては、後ほど事項別明細書にて御説明をいたします。

次に、5ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正につきましては、別にお配りしております、こちらの一般会計補正予算補足説明資料にて御説明をいたします。

それでは、補足説明資料の1ページをお開き願います。

複数年で実施する業務や、令和2年4月1日から業務を開始するために本年度中に契約行為を行う必要がある事業として、6ページまで記載の63事業について追加しており、その主なものについて御説明をいたします。

まず、初めにNo.8、賑わい創出等計画作成・運營業務事業、次のNo.9、歓迎装飾等設置業務事業につきましては、東京2020オリンピック関連でございまして、さきの全員協議会でも御説明いたしました「十の符のおもてなし」に係る運営委託と、利府駅前歓迎装飾事業実施のため、追加するものでございます。

次、3ページをお開き願います。

No.22、文化複合施設指定管理事業につきましては、文化複合施設の管理運営について指定管理者制度を導入するため、追加するものでございます。

次に、4ページをお開き願います。

No.40でございます。新生児誕生祝記念品購入事業につきましては、これまでおむつケーキを贈呈しておりましたが、新たにウィッシングブックを贈呈するため、追加するものでございます。

次に、7ページをお開き願います。

2の変更でございますが、小中学校ICT機器及び教育用・校務用コンピューター賃貸借事業につきまして、入札不調に伴いまして、リース開始を令和2年度へ変更し、今年度のICT機器の賃貸借金額分を令和2年度以降に配分がえし、その限度額を変更するものです。

そのほかの補正の理由につきましては、それぞれ記載のとおりとなっております。

再び補正予算書のほうに戻っていただきたいと思っております。補正予算書の12ページをお開き願います。

第3表地方債の補正であります。1段目でございます。災害復旧援護資金貸付金、それから3段目の災害復旧事業につきましては、台風19号による災害対応のため、限度額を変更するものでございます。真ん中の道路整備事業につきましては、利府駅前広場整備事業におけるJRからの受託事業収入と菅谷台地区緑地整備事業に伴い、限度額を変更するものでございます。

13ページをごらんになってください。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により、補正の主なものを御説明いたします。

初めに、歳入ですが、1款1項町民税1目1節現年課税分4,410万円につきましては、所得割額の増額により計上するものでございます。

次の10款2項1目1節子ども・子育て支援臨時交付金につきましては、国の幼児教育・保育無償化事業の実施により今年度に限り措置されるものですが、公定価格の改正に伴いまして4,749万円を増額するものです。

次の13款1項5目農林水産業費負担金1節農地災害復旧費負担金につきましては、台風19号に伴う農地災害復旧事業費にかかわるもので、農地所有者からの受益者負担金として391万5,000円を増額するものです。

次の15款1項1目民生費国庫負担金3節児童福祉費負担金につきましては、主に幼児教育・保育無償化事業によるもの及び障害児施設サービス利用者の増に伴いまして1,534万4,000円を増額するものです。

14ページをお開き願います。

同じく3目災害復旧費負担金1節公共土木施設災害復旧費負担金につきましては、台風19号による道路・公園及び農業用施設や農地に係る復旧事業分として1億411万3,000円を増額するものです。

同じく2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金2節災害等廃棄物処理事業費補助金につきましては、台風災害による稲わら等の運搬費用分として2,194万5,000円を増額するものです。

15ページをごらんください。

16款1項2目民生費県負担金3節児童福祉費負担金につきましては、主に保育に係る公定価格の改正に伴いまして、2,853万9,000円を減額するものです。

16ページをお開き願います。

19款2項1目1節財政調整基金繰入金につきましては、財政調整により6,201万6,000円を増額するものです。同じく8目1節ふるさと応援寄附基金繰入金につきましては、台風19号の災害対応事業に充てるため、367万5,000円を増額するものです。同じく9目1節図書館建設基金繰入金につきましては、文化複合施設指定管理者の決定後、令和2年度に図書館資料を購入することとしたため、5,500万円を減額するものです。

17ページをごらんください。

22款1項町債につきましては、第3表地方債の補正でも御説明いたしました、起債の事業の財源として補正をするものです。

18ページをお開き願います。

次に、歳出について御説明をいたします。

歳出全般の共通事項といたしまして、人件費の調整や事業完了等に伴います請負差額の減額を行っております。

19ページをごらんください。

2款1項1目一般管理費13節委託料につきましては、ホームページシステムの更新に伴い、災害情報や行政情報を一斉配信するシステム導入のためなど、325万3,000円を増額するものです。

20ページをお開き願います。

同じく9目コミュニティセンター管理費14節使用料及び賃借料につきましては、コミュニティセンターのトイレ改修期間から東京2020オリンピック終了まで設置する仮設トイレの令和元年度分の賃借料として、281万8,000円を増額するものです。

21ページをごらんください。

同じく15目東京オリンピック推進費15節工事請負費につきましては、東京2020オリンピック競技開催に向け、役場庁舎壁面の装飾作成と、その設置工事を行うため、309万1,000円を増額するものです。

23ページをお開き願います。

同じく6項6目文化複合施設推進費18節備品購入費につきましては、歳入でも御説明いたしましたが、指定管理者の決定後、令和2年度に図書館資料を購入することとしたため、5,500万円を減額するものでございます。

25ページをお開き願います。

3款1項1目社会福祉総務費20節扶助費につきましては、障害児通所支援の利用者増加などによりまして、1,378万5,000円を増額するものです。次の23節償還金利息及び割引料につきましては、前年度の実績に基づき、国庫及び県負担金の返還金として1,754万円を増額するものです。

27ページをお開き願います。

一番下の部分になります。2項5目保育所費19節負担金、補助及び交付金につきましては、保育に係る公定価格の改正などに伴いまして、749万7,000円を増額するものでございます。

29ページをお開き願います。

同じく3項1目災害救助費13節委託料につきましては、台風19号の災害に伴う稲わら等運搬業務委託料として4,389万円を増額するものでございます。

33ページをお開き願います。

8款4項3目公園管理費15節工事請負費につきましては、菅谷台地区からの緑地植栽撤去要望に基づき、工事請負費3,450万円を増額するものでございます。

38ページをお開き願います。

10款5項1目保健体育総務費25節積立金につきましては、スポーツ活動派遣事業に充当しておりますスポーツ振興基金の残高減少に伴いまして、241万8,000円を増額するものでございます。

11款1項1目公共土木施設災害復旧費15節工事請負費1億2,800万円、同じく39ページの2目農林水産業施設災害復旧費15節工事請負費2,860万円につきましては、台風19号の災害復旧工事としてそれぞれ増額をするものです。

13款予備費につきましては、台風19号災害対応で既に充用していることから、今後の緊急の支出に備えるため、2,996万1,000円を増額するものでございます。

以上が一般会計補正予算の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、提案理由及び補足説明を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時5分です。

午前10時52分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 26 一般質問

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第37、一般質問を行います。

本定例会に通告されたのは、9名であります。通告順に発言を許します。

初めに、1番今野隆之君の一般質問の発言を許します。今野隆之君。

〔1番 今野隆之君 登壇〕

○1番（今野隆之君） 皆さん、おはようございます。1番、会派TEAMガンバ利府の今野隆之でございます。今回、台風等の被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。新人議員ゆえのふなれな点、至らぬ点があると存じますが、皆さんの御指導をいただきながら町民目線に立って議員活動を進めてまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、質問に移らせていただきます。今回の一般質問は3点にわたり通告いたしております。通告順に質問してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1番目、防災・減災対策について。

10月の台風19号の影響で、本町においても甚大な被害が発生いたしました。災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であります。

3月末時点での県内市町村の65歳以上の割合を示す高齢化率を見ますと、本町は22.5%、県内順位としては32位になっております。高齢夫婦のみの世帯もふえているので、地域で見守る活動、これの強化が必要であると考えます。

台風19号の被災で福島県須賀川市居住の高齢者が亡くなった記事が新聞に掲載されました。この方は避難行動要支援者名簿に登録されていなかったとのこと。もし登録されていれば避難誘導があり、助かる命だったかもしれません。

避難所においては、プライバシーの確保、環境改善等が課題となります。なれない避難所生

活の精神的負担を少しでも減らそうと、プライバシーに配慮した間仕切りや避難用テントなどを取り入れる動きも広がっています。また、子供らが家庭用ゲーム機で遊べるようにしたところもあります。本町においても創意工夫し、ストレス軽減策を講じていかなければならないと思います。

そこで、本町の避難行動要支援者に対するの支援体制、避難行動要支援者名簿の活用、避難所の運営体制について、町の考えをお伺いいたします。

（１）避難行動要支援者に対するの実効性のある支援体制の確立を図ることが重要ですが、本町の現状、そして今後の取り組みをお伺いいたします。

（２）避難行動要支援者名簿を活用しての避難支援訓練など、防災訓練の実施状況、また名簿登録に本人が不同意の場合、どのような対策をとっているのか、お伺いいたします。

（３）避難所のプライバシー確保、環境改善等について、どのような対策を講じているか、お伺いします。

大きい２番、病児・病後児保育事業について。

保護者の就労支援と安心して子育てできる環境のためにも、子供の病気または回復期の保育需要に対応する病児・病後児保育事業の拡充は必要であると考えますが、町の考えをお伺いいたします。

（１）仙塩利府病院保育室では、病後児保育のみを行っていますが、隣に仙塩利府病院があることから、急性期の病児保育も行えないか、お伺いします。

（２）本町の各保育園で看護師等を配置して病後児保育は行えないか、お伺いします。

（３）本町において、小児科を標榜する医院に対して、病児・病後児保育事業の委託をお願いできないものなのか、お伺いします。

大きい３番、沢乙北公園のテニスコート等について。

スポーツ振興について、本町は積極的であると認識しております。既存の施設である沢乙北公園のテニスコートが長期にわたり一部使用できていない状況でしたが、今回、台風19号の被害で今は3面のコート全てが利用できない状況となっております。このことについて、町の考えをお伺いします。

（１）沢乙北公園のテニスコートの改修費用に膨大な費用がかかり、当面は見通しが立たないのであれば、代替措置として県のグランディ21のテニスコート利用者に利用料金の差額の補助はできないか、お伺いします。

（2）沢乙北公園のテニスコートに壁打ちコートが設置されていますが、無料開放はできないか、お伺いします。

（3）加瀬グラウンドに利府中学校テニスコートが2面ありますが、学校で使用していないときは一般に貸し出すことはできないか、お伺いします。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について当局答弁願います。

1、防災・減災対策について、2、病児・病後児保育事業については町長、3、沢乙北公園のテニスコート等については教育長。初めに、町長。

○町長（熊谷 大君） 1番 今野隆之議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の防災・減災対策についてお答え申し上げます。

まず、（1）の避難行動要支援者に対する支援体制についてでございますが、本町の避難行動要支援者制度は、対象となる方からの申請を受け、その方に関する情報を十分に把握した上で名簿を作成し、その後行政区長、自主防災組織を初め、塩釜地区消防事務組合、社会福祉協議会、民生委員の方々と名簿を共有し、災害時の避難誘導時に活用するものであります。

今後の取り組みについてでございますが、避難行動要支援者制度の登録対象者でありながら、まだ未登録の方もいらっしゃることから、障害者手帳の取得の際や民生委員の訪問時、ケアマネジャーの訪問時などに、災害時の支援について制度内容を説明し、積極的に登録者の拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、（2）の避難行動要支援者名簿を活用しての避難実施訓練などの実施状況についてでございますが、各行政区では自主防災訓練の際、避難誘導や安否確認に名簿を活用するなど、地域での共助体制の強化に努めているところであります。また、民生委員の皆様からは、日ごろから名簿を活用し、声かけや相談を行っているところで、防災訓練を含め、積極的に地域の行事にも参加していただいていると伺っております。

また、先日発生した台風19号接近の際は、名簿を活用し、浸水が著しい地区や土砂崩れが予測される地区の行政区長や民生委員の方々と連携しながら、要支援者の安否確認をし、避難所への誘導を実施したところでございます。

次に、名簿登録に本人が不同意の場合の対策についてでございますが、本町では登録は申請方式であり、不同意となる方はおりません。また、登録する場合には、情報を塩釜地区消防事務組合、社会福祉協議会及び自主防災組織に提供することについての承諾をいただいております。

今後も制度の周知を図り、内容を十分御理解いただいた上で申請していただけるよう努めてまいります。

最後に、（３）の避難所のプライバシー確保等の対策についてでございますが、これまで本町では避難所を開設した際に、妊婦の方や授乳等が必要な方、さらには体調の悪い方に個室を準備するなど、個別の対応を行っているところです。また、東日本大震災の実情を教訓に、避難所生活が長期化する場合を想定し、プライバシーの保護の充実を図るため、間仕切りパーティションや簡易テントを購入し、安心して過ごせる避難所の環境改善に努めているところであります。

次に、第２点目の病児・病後児保育事業についてでございますが、（１）から（３）までは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

議員御承知のとおり、病児・病後児保育事業は、子育て中の保護者の就労支援として実施している子育て支援事業の１つであり、子供が病気になったときに仕事を休めない親にかわり、一時的に病気の子を預かる事業であります。この事業は、病気の初期には当面の症状の急変が認められないお子さんが対象となる病児保育事業と、病気回復期で集団保育が困難なお子さんを対象とした病後児保育事業の２つに分かれております。

本町では、他市町村に先駆け、仙台市に委託するなど、病児・病後児保育事業の実施に取り組んでまいりましたが、平成25年10月からは仙塩利府病院敷地内に地域貢献事業として、病後児保育事業を実施する施設を整備していただき、町内での病後児保育事業を開始したところであります。

議員御提案の仙塩利府病院での病児保育事業の実施については、これまでも毎年要望を行っているところでありますが、病院内に小児科医が配置されておらず、病状が急変した場合の対応が難しいことから、現在のところ実施に至っていない状況であります。

また、各保育所や町内の小児科を標榜する医院での病児・病後児保育事業の実施については、専用の保育室・安静室の整備や、保育士・看護師の人材確保といった要件を満たす必要があり、実施が難しい状況であります。

町といたしましては、病後児保育事業の実績がある仙塩利府病院において、病児保育事業を実施していただくことが望ましいと考えており、今後とも病児保育事業の実施に向け、引き続き病院側に働きかけを行ってまいりますので、御理解願います。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、教育長。

○教育長（本明陽一君） 1番 今野隆之議員の御質問にお答えいたします。

第3点目の沢乙北公園のテニスコート等についてお答え申し上げます。

まず、（1）のテニスコート利用料金の差額のことについてでございますが、議員御承知のとおり、本町の沢乙北公園テニスコートは、昭和59年4月に開設して以来、35年が経過しており、老朽化による人工芝の破損等によって、3面のうち、昨年補修した1面を除き、2面のコートの貸し出しを見合わせております。その予算の範囲で修繕を実施してきましたが、今後、全面改修に向け財源を模索しながら、検討使用を進めてまいりたいと考えております。

このようなことから、議員御提案の利用料金の差額補助については行わないことにしておりますので、御理解願います。

次に、（2）の壁打ち面の無料開放についてでございますが、壁打ち面につきましては、コートを通常利用する方に対して、附随して開放できる施設となっていることから、壁打ち面のみの無料開放は実施できない旨を御理解をお願いいたします。

最後に、（3）の利府中学校のテニスコートの一般への貸し出しについてでございますが、以前の利府中学校のテニスコートは1面しかないことから、部活動で中央公園テニスコートを利用しておりました。このことから、他の中学校は2面配置されていたことから、平成28年度に利府中学校の学校施設として整備しております。そのため、原則、一般には貸し出しは行えないこととしており、駐車場などの整備をしておりませんので、御理解をお願いいたします。

まずは、沢乙北公園のテニスコートの早期の使用開始に向け、努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 再質問いたします。

まず、質問事項1についてです。災害時に、ほかの人の助けをかりなければ避難ができない災害弱者に対して、誰がどのように支援するのか。そのためには何が必要であるか。利府町地域防災計画によると、町は災害時要援護者登録制度を実施しており、この制度に基づき要援護者リストを作成しており、この台帳の対象となる者を避難行動要支援者とする、今後は避難行動要支援者一人一人に対する個別計画で構成する避難支援プランを作成するよう努める、個別計画では、避難行動要支援者の個々の把握により名簿を整備し、あらかじめ一人一人の避難行動要支援者に対し複数の避難支援者を定め、車による避難も含む支援方法、避難先を決めてお

くなど、避難行動要支援者を避難させるための具体的な計画を策定するように努める、とあります。

個別計画についてなのですが、町の現状、それと今後の取り組みについてお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁願います。保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） 1番 今野議員にお答えいたします。

個別計画の件でございますが、本町の場合は、個別計画はまだ未着手になっております。現在のところ、要支援者の方とか、それから民生委員さん方の顔合わせをしていただいて、なるべくお一人お一人の状況がわかるような確認を今、しておる段階でございます。

個別計画につきましては、避難経路とか細部にわたった情報とか、複数の避難支援の関係者の選定、それから人のマッチングなど解決すべき課題も多いことから、まだ未着手となっているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 新聞報道によりますと、個別計画の作成が進まない理由として、高齢化、高齢者が高齢者を支えている状況のため、支援者の確保が難しい、要支援者が自治会に加入しておらず交流がないなど、支援者が見つかりにくい、都市部では、地域社会のつながりが希薄化しており、支援体制構築が困難になっている、を挙げています。

消防庁の昨年の調査では、1,687市町村のうち、個別計画の作成が完了しているのは239で、わずか14%にとどまっています。町では未着手ということなのですが、その計画の作成がなぜ進まないのか。防災計画によると、策定するように努めるというふうなことになってはいますが、なぜ今になっても未着手になっているのか、そこら辺のところをお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） 今野議員の再質問にお答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたけれども、要支援者の方が絶えずその1カ所にお過ごしなわけではなくて、過ごす場所とか、それから避難する支援の方法、あとどこに避難するのかの避難場所、あとどのように避難していくかの避難経路とか、細部にわたった情報収集が必要になること、それから避難支援などの関係者の方の、議員おっしゃるように、設定が難しくなっていること、それから人と人をマッチングさせるのに、というような課題もございますので、今のところ未着手になっております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 未着手の理由はわかりましたけれども、やはり計画を立てている限りは、とにかくまず着手しないことには、未着手ということはないと思います。ですから、着手を早めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） 再々質問にお答えいたします。

今後は先進的に個別計画を策定している自治体を参考にしながら、前向きに進めてまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 早急に対応をお願いいたしたいと思います。

それと、制度の周知というふうなことですが、具体的にどのように行っているのか、お伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

周知の方法につきましては、町長の答弁にもございましたが、障害者手帳交付時とか、それからケアマネジャーさんの訪問とか、ひとり暮らし、ふたり暮らしの高齢者の訪問をしている地域包括支援センター等々で、こちらの周知を行っているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 名簿登録については、申請方式というふうなことをお伺いしましたが、実際その要支援者について、町としてはどのぐらい把握しているのでしょうか、お伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

登録者数は8月末現在で513人となっております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 要援護者リストの対象については、75歳以上でひとり暮らしの高齢者、介護保険における要介護3から5の認定者、障害者または障害児、その他となっておりますが、それぞれの人数がわかれば教えてください。

それと、申請方式ということは、例えばその支援が必要な人がいた場合、申請しなければ漏れるわけですね。ですから、そこら辺の対策というか方策、きちっとやっていないと、須賀川市と同じようになります。須賀川市の被災者とね。ですから、そこら辺のところをどうや

っていくのか、今後ですね、お伺いしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

8月末現在の数字でいいますと、75歳以上のおひとり暮らしの方の登録者数は159人、身体障害者手帳1級・2級の方が138人、知的障害者の方が87人、精神障害者の手帳1級・2級を取得の方が14人、要介護3以上の要介護認定者の方は35人、その他日中ひとり暮らしの高齢者等の方が80人となっております。

また、対策につきましては、なるべく、先ほどお話ししました身障手帳の交付時とか、それからひとり暮らし、ふたり暮らし訪問時の際に、こちらの避難行動要支援者の登録の必要性のほうを詳しく説明して、本人の理解のもとに登録ができるようにお勧めしていきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 他市町村で申請方式でやっているというところは、余りネットとかで見ても出てこないのですが、避難行動要支援者名簿に関して、共同通信社が74市区に調査した結果、名簿登録者情報の事前提供が65市区で完了しておらず、このうち約9割の58市区は、登録者本人の同意が得られないことを理由にしていることがわかった。障害や要介護度を知らせることに登録者が不安を抱いていることが背景にあり、個人情報に壁になっているという実態が浮き彫りになったと報道されています。

結局、これは申請方式でやっていないから、こういったことが、個人情報が漏れるんじゃないとか、そういったことでの不安で、なかなかその登録につながっていないという状況だと思います。

それで、提供を進めるために、申請方式ではなくて、提供を進めるために工夫している自治体もあるということで、登録者に挙手されなければ提供できる、逆手挙げ方式ですね、これを採用したり、要介護度の高い人や重度障害者ら避難支援が必要となる可能性の高い人については、同意をしなくても提供できる規定を設けたところもあります。やはり要支援者については、町のほうできっちり把握して、それで申請方式ではなく、全てのその要支援者に対して、その登録を行うようにやっていかなければならないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

登録の1つのやり方として、逆手挙げ方式があるということはわかっておりますが、町としましては、自分が要支援者だという理解を十分にさせていただいた上で登録をしていただきたいと思いますと考えておりますので、今後も申請方式で行っていきたいと思っておりますので、御理解願います。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） では、避難所のほうに移っていきたいと思います。

内閣府の避難所運営ガイドラインによると、避難所において避難者の健康が維持されることを目標に、その質の向上を目指すものであります。しかし、発災直後の初動期においては、幾ら平時から備えてきたとしても、避難者の健康に配慮した支援が最初から実現するとは限りません。

例えば避難所の寝床を例に挙げると、初動期は備蓄の毛布を提供する、応急期、これは発災から3日目までですね、はエアマットや段ボールなどを床に敷く、復旧期、4日目以降は簡易ベッドを確保する等が期待されます。このように、時系列に避難所環境の改善を目指さなければ、避難者の健康を維持することはかないません。避難所生活が長期化すればするほど、健康への負担は増大し、避難者の心身に悪影響を及ぼし、その後の生活再建を大きく阻害する要因となりかねません。段階的かつ確実に質の向上を目指すことは、避難所の運営のための支援、調整を担う市町村の責務と言えるとあります。

また、第3次利府町男女共同参画基本計画の基本目標、防災における男女共同参画の推進によると、避難所では、特に女性や高齢者、障害者等が集団生活に不便やストレスを感じるなど、避難者への的確な支援が十分に行われず、さまざまな課題が浮き彫りとなりました。そのため、この経験と教訓を踏まえ、今後の災害に備えて、性別による違いに配慮した取り組みが必要であり、防災・復興に係る意思決定の場に、女性の参画とリーダーとしての活躍を促進することや、男女共同参画の視点での事前の備え、避難所運営、避難被災者支援等の体制を推進する必要がありますが、利府町の現状と今後の取り組みについてお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。生活安全課長。

○生活安全課長（鈴木啓義君） 1番 今野議員の御質問にお答えします。

まずは、避難所での健康管理というようなことで、段階的に日にちを追って避難者にすべきものということで、防災のほうでは捉えております。先ほど御質問のあったように、1日目としまして毛布の配布、水の配布と食料というようなことの段階を踏みまして、日数に応じて

はタオルの提供、ベッドの提供、お風呂というような要望がだんだん大きくなっていくものというふうに捉えております。

東日本大震災以降、長期化する避難の方を迎えるために、私たち防災側ができるものについて考えてまいりました。1つは、健康管理という面では、個人のプライバシーに関するものとして、パーテーションによる囲いを設けまして、プライベート環境を保つというようなこととございます。あとは、長期化する中で、女性の目線に立った、やはり装備も必要であるというようなことから、自主防災組織の中に女性委員を登用しながら、いろんな意見をいただきながら調整しているというような現状でございます。

今回の台風につきましては、1日で避難所を閉鎖したというようなこともありますが、今後もうこういった被害、長期間にわたるものが発生するであろうということを捉えておりますので、今後も新たな装備品の配置につきましては、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 次に、被災者の健康被害、これは新聞報道にもなっております。エコノミー症候群、これはトイレの環境が悪くて、水分補給を控えたため、また運動の機会が減ったため、2つ目に、インフルエンザ等の感染症、これは避難疲れで子供やお年寄りには特に抵抗力が下がると。それと、世帯間で1から2メートル以上の距離を確保するのが理想だよと。3番目にメンタルケアですね。避難所生活が長引くほど、取り残された感覚とか脱力感が生じると。避難所生活の精神的・身体的な負担が2次健康被害を起し、災害関連死につながりかねないと考えますが、避難所における健康被害への対策はどのように考えているか、お伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（鈴木啓義君） 今野議員の再質問にお答えします。

避難所生活が長期化しますと、やはりただいま説明しましたプライベートの空間として、パーテーションというようなことがあります。こういったものを設置する場合は、体育館のような広い場所に設置することと考えております。十分に隣との感覚をあげまして、プライベートを侵さないような形で設置のほうを考えております。

あとは、長期間にわたりましての健康管理ということですが、これにつきましては、保健師とか、そういう方のケアを行いながら、十分な運動をしていただくというようなことで考えております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） それと、避難所にペットと同行避難できるかということで、その同行避難の、飼い主とペットと一緒に避難できる同行避難の仕組みづくりはできているのか、お伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（鈴木啓義君） 再質問にお答えします。

ペットの同行避難ですが、今回、6・12の防災訓練の際に、ペット避難の行動につきまして、実際に行っております。実際に、避難所を開設した場合に、ペットの避難をしたいという方は当然います。ですが、まだそこまでの整備はしていないので、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 避難所に求められる機能はさまざまありますが、まず被災者の立場に立っていろいろ工夫していかなければならないと考えます。町長が町の広報紙11月8日臨時号ですね、これに載せていたメッセージを確認の意味でお知らせしたいと思います。

スマートフォンをお持ちの方は、天気予報に加え災害情報等のアプリのダウンロードをお勧めします。また、自助・共助・公助、そして近助、近い助けですね、の精神を確認し、町の防災マップを見直してくださいとのメッセージです。天災は忘れる前にやってくることを肝に銘じ、次の質問に移りたいと思います。

病児・病後児保育について再質問します。

病児・病後児保育に対しては、マイナスイメージを持つ方もいると思います。子供が病気の時ぐらい親が見るべきだと。でも、親であれば誰しも子供のそばにいてあげたい気持ちは一緒です。預ける先がないと仕事が続けられない、パートで仕事を休んでしまうことで職を失ってしまう場合もあると聞きます。子育てをしながら仕事を続けられる社会をつくるためには、子ども・子育て支援施策の充実のみならず、働き方改革によるワーク・ライフ・バランス、これの双方を早期に実現することが必要であります。

熱が出たときに、1日目は仕事を休むことができた、でも2日目はどうしても仕事が休めず預かってほしいとか、病児・病後児保育は選択肢の1つとして使う場であり、安心感を持ってもらう場として存在していると考えます。これからの季節、インフルエンザ等感染症の流行で

需要も多くなると思われます。

30年3月に町で出している子ども・子育て支援事業計画の中間見直しで、確保の方策、29年度から31年度、町内1カ所の病院内で実施している病後児保育事業、これは仙塩利府病院保育室のことと思いますが、病児・病後児保育事業に変更し、保護者の就労支援に努めますとありますが、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、病院のほうにいろいろかけ合っているというふうなことですけれども、もっと詳しい状況をお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（鈴木義光君） 再質問にお答えいたします。

町内での病児保育の実施につきましては、仙塩利府病院のほうに働きかけをこれまでも行ってきたところがございます、今後につきましても、機会を見て働きかけを継続して行ってまいりたいと。

施設につきましては整っておりますので、小児科医の配置というところで、なかなか病院のほうで進まないところがございますので、その辺の働きかけを今後も継続して行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 委託している施設、町外に3施設ありますが、済生会こどもクリニックは宮城野区東仙台にあり、利府町から比較的近いのですが、利用率が高く、いつもキャンセル待ちの状況であります。また、てらさわ小児科、これは青葉区中山、五十嵐小児科は泉区高森にあり、利府町からはかなり距離があります。

そこで、比較的近い富谷市明石台にある、とみや病児・病後児さくら保育室とか、多賀城市下馬にある下馬みどり保育園に委託できないものなのか、お伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（鈴木義光君） お答えいたします。

現在、県内におきまして、病児・病後児保育事業を実施している施設になりますと、仙台市が6施設、病児保育で6施設になります。県内でも10施設というところで、非常に限られた数となっておりますので、その中で仙台市のほうに委託をしているという状況になっています。

また、仙塩利府病院、地元でございますので、そちらのほうを病後児を委託してやっているという状況でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 富谷、多賀城市にある、その保育室に委託する考えはないのか、お伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（鈴木義光君） 再質問にお答えいたします。

実施していったって、委託可能であれば、その辺は選択肢としてあるかとは思うのですけれども、まず優先的に地元の医療機関ということで仙塩利府病院のほうに働きかけを継続して行ってまいりたいということでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 保育園で発熱して、37度5分以上になった場合、保護者に連絡が来て、38度以上ある場合は速やかにお迎えに行かなければなりません。町内の保育園ですが、保護者が仕事の都合ですぐお迎えに行けないとき、迎えに車で常駐の看護師が子供のケアに当たっている保育園があります。町内の保育施設が体調不良児への対応を行えるようにしていく方向で施策の推進を図っていくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（鈴木義光君） お答えいたします。

保育中の体調が悪くなった場合の対応ですけれども、まず保護者のほうに連絡をとりまして、そこでお迎えに来ていただくというのが原則でございますが、もし来られない場合というのも、なかなか急に来られないというところもございますので、そういった場合は、保護者の了解を得た上で、医療機関と連携した対応というのも、そういった対応もあるかというふうには思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 私の娘も2歳で保育園に通っていますが、病児・病後児保育があることを知らないお父さん・お母さんがいました。事業計画では、保護者の仕事と子育ての両立支援のため、病児・病後児保育事業の周知を図り、利用者の増加に努めるとありますが、具体的にはどのような周知方法をとっているのか。

それと、仙塩利府病院保育室の延べ利用回数は、29年度は80回、30年度は55回と大幅に減っておりますが、その要因をお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（鈴木義光君） お答えいたします。

周知方法についてでございますけれども、まずパンフレットを主要な窓口、子育て支援事業を行っているところであったり、役場の窓口にも置いておりますので、そういったところでの周知、それから子育て支援ハンドブックという冊子をつくっておきまして、それにつきましては、窓口も置いておりますけれども、転入してきたとき、それから母子手帳交付の際に保護者のほうに配布をしているものでございまして、その子育て支援ハンドブックのほうにも病児・病後児保育につきまして掲載をしているところでございます。それから、ホームページのほうでも掲載をしまして、周知を図っているというところでございます。

それから、仙塩利府病院の利用者数、29年度80件、30年度55件という件数の変化でございますが、その辺につきまして、要因というところは、詳しくそこまでは把握はしておりませんが、28年度につきましては35件ということで、29年度が突出して多かったのかなというところ、そういった形で捉えてはおります。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 周知の方法ですが、せめて町内の保育所・幼稚園において、一人一人にチラシ配布などの周知をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（鈴木義光君） お答えいたします。

できる限りその辺は周知に努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 育児と仕事をこなしながら、懸命に我が子と向き合っているお父さん・お母さんのためにも、病児・病後児保育施設の拡充とともに、より利用しやすい施設となることを強く要望し、次の質問に移らせていただきます。

テニスコートについて、利府町総合計画によると、都市環境施設の充実、公園・緑地の整備について、施設・設備は経年劣化が進んでおり、安全で快適な公園・緑地の保全を図る必要があることから、維持管理に努めるとともに、これまで以上に地域や町民の協力が必要となっている。既存の公園・緑地等については、町民のニーズに対応した改修を進めるとともに、適切な維持管理に努めます、とあります。

また、利府町公共施設等総合管理計画、これは第1期計画ですね、では、この計画期間内にスポーツ施設の約90%は大規模改修が必要とあります。北公園のテニスコートについては、現

状、適切な維持管理にはなっていないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋徳光君） 1番 今野議員の再質問にお答えします。

北公園の維持管理につきましては、定期的に見回りを行いながら維持管理のほうを努めてございまして、あと必要な際には修繕を行っているという状況でございます。あとは、その際にどうしても予算が生じる場合については、補正予算なり、あと当初予算で組みながら進めていくという状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 空き家対策と同じように、防災・防犯・ごみ・環境悪化・景観等の問題があります。予算の範囲内で修繕を実施していくこととありますが、簡易な修繕、表面の芝、床面を修繕しても、限界があると考えます。取り壊しも含め、早急にどのようにするのか検討していかなければならないと考えます。

それで、当面とありますが、当面とはどれくらいの期間になるか、お伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋徳光君） お答えします。

先ほど教育長が答弁いたしましたとおり、予算の範囲で修繕を実施していくという考えであります。全面改修を行うために多額の費用がかかるということでありまして、今現在、補助金及び助成金制度を今模索中でありまして、それが手配・申請しまして、それが認められ次第、行ってまいりたいというふうな考えでございます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 利府町内にあるテニスコート、7面ですが、7面中4面しか使えないというのは、まさに非常事態、異常事態だと思います。町内のテニスコートの利用料金については、平日は1時間440円、土日祝日は530円です。それと、グランディ21のテニスコートは1時間800円です。このグランディ21は面数は13面あります。この非常事態、異常事態ということを考えまして、コートが利用できるようになるまでの間、時限的でも構いませんので、利用料金の差額の助成を行うべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋徳光君） 再質問にお答えします。

グランディ21のテニスコートにつきましては、1時間当たり1面800円、本町の場合については土日であれば530円ということになりますが、その差額につきましては270円ほどになるのですが、こちらのほう、今、北公園の利用者につきましては、約年間で4,000人から5,000人利用しているということで、あと件数としましては200件から300件ぐらい利用しているということで、年間16万2,000円から24万3,000円ぐらい、こちらのほうに補助が出ていくというような試算があると思うのですが、それにあわせて、町民の利用促進ということで、団体のほうで研修会とか、あとは大会とか開く場合、減免措置をとっているということがございます。そうなれば、そっちの減免措置の分も補助しなきゃいけないということになります。そちらもプラスになるということでございます。

あと、1件当たり、先ほど200から300と申し上げましたが、その中で約20人以上の平均で使うわけなので、これは1コート当たりの今、試算でありまして、これが3コートなり4コートなり使うというふうになれば、それに附随して金額が上がるということでございます。そのために、町としましては、早期に補助金・助成金等のほうの活用を図っていききたいということで進めていきたいという中身でございます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 中央公園のテニスコートですが、12月15日から1月4日まで利用できないと、メンテナンスとは聞いているのですが、この間利用できない。それと、ほかに毎週火曜日が休館日で利用できません。グランディ21のテニスコートとか仙台市のテニスコートは、12月29日から1月3日、これがお休みで、それ以外は休館日等もなく利用できます。この北公園のテニスコートが使えない、その非常事態、異常事態の中で、時限的でも構いませんので、休み、休館日をなくしてやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋徳光君） お答えします。

休館日をなくしてということでございますが、町といたしましては、なるべく早く残りの今2面、まだ補修終わっていませんけれども、そちらのほうをやっていきたいということで進めていきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 残りの2面とおっしゃいましたけれども、今現在、3面使用不可になっていますでしょうか。お伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋徳光君） お答えします。

現在、沢乙北公園のほう、3面あるわけなのですが、1面、Cコートにつきましては、昨年直しまして使える状況になっていると。ただし、この間の台風の影響によりまして、土砂がちょっと流入したということで、1週間程度は使えませんでしたけれども、今現在、もう使っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 次に、利府中学校テニスコート利用について質問します。

駐車場を整備していないことから、一般に貸し出しはできないとのことですが、駐車場の整備という、費用的にはどれぐらいかかるのか、整備すれば使えるのかどうか。

それと、昭和51年に都道府県教育委員会宛て、学校体育施設開放事業の推進について、法務事務次官措置が発出されております。趣旨につきましては、国民が健康で文化的な生活を営むためには、日常生活におけるスポーツ活動を活発にする必要があるが、近年、生活水準の向上や自由時間の増大等により、スポーツ活動に対する国民の欲求は急激に高まりつつある。このような地域住民の要請に応えるためには、公共のスポーツ施設を計画的に整備していくとともに、学校教育に支障のない限り、学校の体育施設の効率的な利用を促進する必要がある。そのため、学校体育施設開放事業を推進するものとするのとあります。

県においても、学校体育施設の開放の推進は、次の内容で取り組まれております。県と市町村においては、学校体育施設をより多くの県民が利用できるように開放日時の弾力化を含め、開放事業を継続して推進するとともに、学校開放を支えるための新たな仕組みづくりを研究しますとあります。その駐車場の整備について先ほどお話ししましたけれども、そこら辺どうなのかお伺いしたいのですが、よろしくお願ひします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木真由美君） 御質問にお答えいたします。

駐車場の整備代金なのですが、そちらのほうは正式に積算しておりませんので、大変

申しわけございませんが、御回答、現時点ではできませんので、御了承をお願いいたします。

利府中学校のテニスコートについてでございますが、教育長答弁のとおり、利府中学校のテニス部に部活動を制限なしで利用してもらうために、専用のテニスコートを整備したものでございます。用途は学校施設で、利府中学校の第2グラウンドという位置づけになっております。

先ほど学校開放でこちらのテニスコートを使用することができるのではないかというお話でございましたが、中央公園のテニスコートの仕様とはなっておりません。全天候型のテニスコートではございませんし、開放する場合、夜間開放が利府町では基本となっておりますので、照明等の設置もされておられません。さらには、先ほどお話ししたとおり、利用者の駐車場もございませんので、整備当時から一般の方に料金をいただいでの利用は考えておりませんので、御理解いただければと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 利府中学校のテニスコート以外のテニスコートを開放すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

利府中学校以外のしらかし台中学校、利府西中学校のテニスコートも同じように2面ありますが、こちらは校庭内に全て整備されておりますので、利府中学校と同様の理由で開放は難しいものと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 利府町での学校体育施設等の活用についてお伺いしたいのですが、よろしくをお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 今の質問、通告外になります。今野隆之君。

○1番（今野隆之君） では、今後もいろいろな方策を検討していただき、この非常事態、異常事態を早急に解消することを強く要望し、私の一般質問を終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、1番 今野隆之君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩といたします。

再開は13時0分とします。

午後0時01分 休 憩

午後0時56分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 渡邊博恵君の一般質問の発言を許します。渡邊博恵君。

〔2番 渡邊博恵君 登壇〕

○2番（渡邊博恵君） 2番、会派TEAMガンバ利府の渡邊博恵でございます。新人で初めての一般質問でもありまして、大変緊張しております。今回は選挙公約にしました環境問題について、命にかかわることと健康についての2つの点を質問いたします。

まず、初めに防災対策についてでございます。

近年、豪雨などの自然災害が全国的に多くなっています。台風19号で宮城・福島・栃木の3県では、防災重点ため池が計6回決壊し、そのことで死傷者は出なかったものの、近くの住宅は浸水。この教訓を踏まえ、町内にも多数のため池が存在しているので、防災対策について伺います。

まず、1点目、防災重点ため池として県に登録している15カ所の選定基準と、利水者の有無についてです。防災重点ため池とは、決壊した場合に人的被害が出るおそれがあるため池のことであるから、その15カ所のことをお聞きいたします。

2点目、ため池の地震や大雨時の安全確認についてです。住民からため池に関して相談を受けていることはありませんか。その相談に対する対応はいかがですか、についてです。

3番目、今後の水害に対する町の方針について伺います。惣の関ダムと花園団地の下にある道珍坊ため池についてです。台風19号でかなり水位が上がったと思います。そのときの様子と対応を伺います。惣の関ダムは、全国でも市街区域に一番近いダムと言われています。その安全性と大雨時の対策を伺います。

続きまして、化学物質過敏症についてです。

化学物質過敏症とは、身の回りにあるごく微量の化学物質が原因となり、さまざまな症状があらわれる病気です。最近では、柔軟剤や洗剤、芳香剤の香りに苦しむ人がふえており、これは香りの害と言われ、香害と呼ばれております。香りに含まれる化学物質が原因となり、目まい、吐き気、頭痛などの症状を引き起こすと言われ、啓発に力を入れている自治体があります。学校関係では、持ち回りの給食着の柔軟剤の香りがつらいという人たちもいます。これらのことから、香害対策について伺います。

（1）香害についての町の認識はいかがでしょうか。

（2）学校での対応はどうでしょうか。先ほどの給食着の柔軟剤の香りにつきまして、私も大変困っております、議員になる前からこちらのほうは懸念しておりました。

（3）香害に対する町のこれからの対策は、ということでお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。1、防災対策については町長。2、化学物質過敏症について、（1）、（3）は町長、（2）は教育長。初めに、町長。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 2番 渡邊博恵議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の防災対策についてお答え申し上げます。

まず、（1）の防災重点ため池の選定基準についてでございますが、この基準につきましては、大きな被害をもたらした平成30年7月豪雨等を踏まえ、新たな選定基準が国から示されています。

具体的には、ため池から家屋や公共施設等までの距離や、ため池の貯水量等から総合的に判定することとされており、本町では15カ所が防災重点ため池として選定されております。

また、利水者の有無についてでございますが、15カ所全てのため池において、現在、農業用水等として利水されております。

次に、（2）と（3）とは関連がございますので、一括してお答え申し上げます。

まず、ため池の地震や大雨などの災害時における安全性の確認についてでございますが、通常時の管理につきましては、職員の巡回により推移の確認や排水口の目詰まり、堤体の亀裂等の異常の有無について点検を行っているところであります。

また、ため池の適切な維持管理を行うため、利用者から選任した18名の方々をため池維持管理協力員として、各ため池ごとに配置しており、水位管理や草刈りなどの維持管理を行っていただいているほか、異常を発見した際には町に報告をいただくこととしております。

また、台風などの大雨が予想される場合については、堤体への影響を抑えるため、事前に放流を行い、低水位による管理を行うほか、堰の水抜きを行うなど、災害を未然に防ぐための対応を図っております。

大雨などにより災害が発生した場合については、職員や維持管理協力員による巡回確認を実施し、堤体や堤体周辺ののり面などの点検を行い、異常を発見した場合には被害が拡大しないように応急処置を行うとともに、近くに民家がある場合には避難誘導を行うなど、適切な対応

を行っています。

次に、今後の水害に対する町の方針についてでございますが、今回の台風19号において3カ所のため池に堤体の崩壊など被害を受けており、現在、国の補助を受けながら早急に補修することとしております。

このような被害や影響などを教訓としながら、今後とも、水害等の災害発生に備え、日ごろの巡回を強化するとともに、適切な維持管理を行い、水害による被害の軽減を図ってまいりたいと考えています。

次に、第2点目の化学物質過敏症についてお答え申し上げます。（1）と（3）とは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

香害についての町の認識についてでございますが、近年、柔軟剤や洗剤、芳香剤などの香料に含まれる香り成分などによる化学物質過敏症で苦しむ人がおり、健康な人であれば許容できる程度の極めて微量であっても、香りに含まれる化学物質との接触で、頭痛やアレルギーなどの症状が誘発され、健康被害を生じるものと理解しております。また、このような化学物質に対する感受性は個人差が大きいため、同じ環境にいても発症する人とならない人がいるとも伺っております。

香害に対する町のこれからの対策についてでございますが、ごく少量の物質でも過敏に反応がある方々もいるものと認識しておりますので、化学物質過敏症について町民の皆様に正しく知っていただき御配慮いただけるよう、ホームページや広報りふなどを活用しながら、周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、教育長。

○教育長（本明陽一君） 2番、渡邊博恵議員の御質問にお答え申し上げます。

第2点目の化学物質過敏症についてお答え申し上げます。

（2）の学校関係での対応についてでございますが、平成24年1月に文部科学省が発行している、「健康的な学習環境を維持するために学校における化学物質による健康障害に関する参考資料」というのがございますが、それに基づき、各学校で対応することとしております。

化学物質過敏症の症状には、議員御指摘のとおり、給食着の柔軟剤の香りに過敏に反応するなど個人差があり、その程度の差も大きいことから、その程度に応じた対応が求められています。

現在、各学校から化学物質過敏症の報告は特に受けておりませんが、化学物質過敏症と見ら

れる児童生徒につきましては、個々の状況に応じ、学校生活における配慮事項等を含め、適切に対応するよう、校長会、教頭会、さらに養護教諭部会において、指示してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） まず、1点目の防災重点ため池としての15カ所なのですが、利府町には32カ所のため池があり、その中の防災重点ため池が15カ所、そのための協力員が18人ということで、草刈りなど19カ所を頼んでいるということ、9月の定例会でお聞きいたしました。その中で、その大きな15カ所の命にかかわるといふ、その防災重点ため池のことでお聞きいたします。

その中で一番大きなため池と、それから民家がとても近いため池はどれでしょうか。お聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁願います。産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（鎌田功紀君） 2番渡邊議員の御質問にお答えいたします。

この中で、15カ所のうち、一番大きなため池は、沢乙地区にある明神沢ため池でございます。貯水量が9万1,430立米というような状況になっております。

あと、民家が一番近いというところは、藤田のため池という形になっています。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 明神沢ため池に、私、全部の、15カ所を全部見ようと思って行きましたら、道路が寸断されていて行けなかったのですが、そちらのほうはいつごろまで県のほうで直していただけるのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（鎌田功紀君） 再質問にお答えいたします。

その林道については県の管理ということになってございます。具体的にいつ直すというような報告はまだ聞いていないと。恐らく県のほうでもこれから災害査定が入って、その後の改修という形になろうかと思っております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） それでは、明神沢ため池についてお伺いたします。このため池は利府町でも一番大きなため池で、沢乙温泉の方々はととてもとてもその不安を感じておられて、過去の議事録を見ますと、平成10年にボーリング調査をし、堤体に改修が必要というのに対して、過去に阿部まさ子議員が2回ほどその安全性は大丈夫かということをお伺いしておりますが、その結果として、その後いかが、どのような対策をとっていただいたのか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（鎌田功紀君） 再質問にお答えいたします。

このため池は、これまでも一般質問等でもあったように、大丈夫なのかというようなことが指摘されております。最近では、平成27年度にため池の機能診断という調査を行っておりまして、その結果によりますと、その堤体の一部洗掘によって堤体がやせてきたり、あるいはその一部漏水箇所も見られるというようなことで、さらには取水施設の老朽化が確認されてございます。

これを受けまして、町といたしましては、ためる水の量を通常の6割程度に減らしまして、いわゆるその低水位管理というものを行いまして、堤体の損壊・倒壊などを避ける措置をとってございます。これが今回の台風被害、大雨で損壊したとは断言できませんけれども、今回の台風での被害は今議員おっしゃったように、周辺林道の決壊や一部土砂崩れ等があったものの、ため池堤体本体などの被害は見られなかったという状況でございます。

しかしながら、今後、さらに今回と同じような集中豪雨等も予想されるということから、町といたしましても、これからその将来的な利水の状況なども見据えながら、最善の改修方法、維持管理の方策等について検討を行っているという状況でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 水位を低くして、その管理をなさっているということですが、やはり最近では想定外の大雨がととても多くて、今回の19号で大丈夫だったといっても、もしかして大きな、もっともっと大きな水害になったときに、その下の住んでいらっしゃる方々の命を守るためにも、もう少しちゃんとしていただきたいというか、ことし、国がその調査をするのに県にエントリーをして調査をしてあげますよと、国の予算ですてあげますよというのがあったようですが、そちらのほうのエントリーは、それにはなさらなかったのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（鎌田功紀君） 再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、平成27年度にこちらのほうで既に調査は終わっているということで、今後は実際にそれを改修する手法ですとか工法、そういったものを今、検討している段階でございます。国のほうの支援策が受けられるのであれば、当然そちらのほうにノミネートをして、それでしっかりその改修というものを実現化、図っていければなというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 先ほどの災害耐久性調査の国の県へのエントリーの話なのですが、そこにエントリーをして調査をしていただいた23府県の調査した1万カ所の結果が、会計検査院によると、約4割で国の指針より緩い基準で対象を選定しており、改修が必要なため池が見逃されていると発表されております。それは新聞に載っております。ですから、これからもしそういうのがあれば、きちっと調査をしていただいて、下に住んでいらっしゃる方が安心して過ごされるような、そういう対策をお願いしたいです。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁は要らないですか。（「はい」の声あり）渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） では、2番目のため池の地震時や大雨時の安全対策についてです。私、15カ所を全部、14カ所しか行けなかったのですが、歩いてきてとても、民家の真後ろにあったため池を見て、すごくびっくりしてまいりました。それで、そこの方にお話を伺いました。19号の台風のときはいかがだったでしょうかということで、そうしたら、すごい怖かったと。そして、余水吐の隣から流れている水量が余りにも多くて、自宅の脇の水路が余りにも狭くて、周りが全部流されて大変で、避難してくれと言われたときには、とても道路に出るところが冠水していて大変だった。レスキュー隊を呼んで孫を抱っこしてもらって、そして避難をしたというお話を伺ってまいりました。

そういうお話を役場にもしたと聞いておりますが、その辺はいかがですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁願います。生活安全課長。

○生活安全課長（鈴木啓義君） 2番 渡邊議員の御質問にお答えします。

防災のほうにその情報というのは入っていなかったというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） では、その件を私、後でしっかりとお伝えいたしますので、そちらのほうを今後、大雨のために、本当に真後ろにあるため池で、そこに住んでいらっしゃる方が大変な目に遭ったとお伺いしましたので、その辺の対策はよろしく願いいたします。

次に移ります。3番目、今後の水害に対する町の方針について伺います。先ほど町長さんからお話をいただきましたが、私としては、惣の関ダムと花園団地の下にある道珍坊ため池、あそこの水量がすごく多くて、実際に道珍坊温泉の脇を歩いて、真下に行って見てまいりました。それから、葉っぱがないので、テニスコートの裏から上りましてため池を見てまいりました。すごい水量なんですね。それで、今回の台風19号でどれくらいの水位で、どういう状態で、どういう対処をなさったか、お伺いしたいです。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（鎌田功紀君） それでは、再質問にお答えいたします。

道珍坊のため池のことであるかと思えますけれども、よろしいですか。（「はい」の声あり）道珍坊ため池のことと思えますけれども、道珍坊ため池については、御承知のとおり、近くに、下にその温泉施設があるということで、これについては、その防災重点ため池には指定しておらず、その維持管理協力員も設置していないというようなため池でございます。これはコンクリート製で強度があるということで、基準を満たしていないということ、基準といいますか、強度があるということで、防災重点ため池にはなっていないということです。

この構造的に、このため池は、豪雨時にはため池の構造的に一定量の水がたまった場合、余水吐、余り水ですね、余水吐及びその洪水吐と呼ばれる排水設備が設けられております。例えば一般的なため池のように、手動や電動で排水口をあけるといった、そういった構造ではなく、大雨の際には、自然にため池から水が、上水が流れるといったような構造になってございます。

今回の豪雨では、この洪水吐から水が排水されたものの、ため池からのその水だけではなくて、その地形上、温泉の西側、西斜面ですね、そちら、多目的運動場側に集まってきた、その大量の雨水ですとか、あるいは花園団地側から道路を川のように流れてきた大量の雨水が全て集まって、その水がその排水の水路が飲み切れないという事態となりまして、結果として温泉施設が水被害を受けるというような結果になったものと認識しております。

今回は予想をはるかに上回る豪雨が短時間に降ったということ、こうした被害を招いてしまったということですが、今後の対応としても、何らかの手だてを考えなければならないと思っております。私は、地形的な問題もありまして、抜本的な解決策をすぐに見出すのは

なかなか容易なことではないというふうに考えております。

今後、まずはこういった豪雨に見舞われることも予想されますけれども、解決策が見つかるまでの間は、まずは避難を呼びかけるということを真っ先にして、逃げていただくということが大事というふうに考えてございます。恒久的な解決については、引き続き検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） では、ため池のもう一つ、安全対策というか、通常の水の管理、例えばお水をいっぱい使うときは、もうためておかなければならないし、例えばこの間みたいに19号で大雨が来るよと言われる場合に、誰がどのようにして、その水の水位のふたを抜き、管理をして、そのやっているのか、詳しくお聞きしたいのですけれども。

○議長（吉岡伸二郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（鎌田功紀君） 再質問にお答えいたします。

大雨、台風ですか、そういった被害が予想されるといった場合には、事前に職員がそのため池を回りまして、その構造的に水を事前に排水できるため池については、あらかじめ抜いておくと。あるいはその水位を下げるといったような措置をしております。もちろん職員だけではなく、その協力員さんもお願ひしているため池については、そういった措置もあわせてお願ひをしているところございまして、事前にできるものについては全てそういった措置をとっているといった状況でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 例えばほかの市町村では、水利組合とかがあって、そういうため池を管理して、その水の栓を抜くとかやっているのですけれども、利府町にはそういう組合みたいなものはないのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（鎌田功紀君） 再質問にお答えいたします。

利府町の場合は、水利組合が存在していないというような状況です。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

香害についての町の認識はどうかというところの、そちらのほうをお願いいたします。認識

の問題なのですが、ことしの9月に、あいこーぷみやぎという生協が、宮城県内35の教育委員会に事前にアンケート実施の連絡の上、了解を得て、県内611校に香害のアンケートを送付しました。私はそのアンケート結果をいただきました。

その中で一番問題だったのは、やはり持ち回りの給食着の柔軟剤の香りのきつさであり、アンケートの設問からして、まず「香害という言葉を知っていますか」から始まっております。こちらのほうを教育委員会に連絡されたときにどのように思われたか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁願います。教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木真由美君） 御質問にお答えいたします。

アンケートについてなのですが、大変申しわけございません、私のほうで認識のほうをしておりませんでしたので、後日、調べて御回答させていただければと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 先日、私、教育委員会の委員会の傍聴に行っていました。そのときに、最後に教育長さんが、今回の一般質問に出る香害のことが出ているアンケートもあいこーぷさんから来ているということをお話ししたのを聞いたのですが、御存じではないのですか。でも、香害の話を今度議員さんから一般質問されるのでというお話をしていたので、私は知っているものだと思っておりました。いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 済みません、今の質問は（2）に飛んでいるのでしょうか。（「では、別の質問にいたします」の声あり）渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 私自身も3年前にその香りの認識についてというか、孫の持ち帰る給食着の香りがきつくて、4年前には羽川議員に、3年前は鈴木晴子議員に相談をして、孫の通っている学校に対応していただきました。それで落ち着いたのですが、その孫の通っている学校だけだったので、ほかの人に聞いてみましたら、それはやはり町として認識していただかないと、一時的なものであって、その香りの害で困っている人がいるということは、実際に病院に行って化学物質過敏症ですよという結果を得てまでは、なかなか皆さんにお話はなさないみたいなんです。とても苦手なんです、とても困ります。

それで、私の周りには、今化学物質過敏症の人が何人もいらっしゃいます。大人の女性ばかりですが。それで、そうすると、化学物質過敏症になると、まず女性は美容室に行けません。バスや電車も怖いのです。公共施設、人の集まる場所に行けないのです。

ということで、その香りの害に対する、香害に対する認識を、本当に皆さんで少し勉強して

いただいて、友達同士でしゃべると、私すごく香害で実は化学物質過敏症に近いかもというお話はいっぱいいただくのですが、多分お子さんではまだ発症している人が少ないかと思うのですけれども、この香害問題は、先ほどのアンケートによりますと、学校の先生自体が指導に近寄ったら、とても柔軟剤の香りで体調が悪くなるのですという、そういう結果も私、持っています。

そういうことで、もう少し認識を深めていただきたいので、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊議員、今の（3）で取り扱っていいのでしょうか。

○2番（渡邊博恵君） 済みません。学校での対策、3番にも含まれますけれども、そういう人がいる、例えば今は例です、大人の人でその香害があるのですけれども、お子さんでももしかして、そういうのがとても苦手で、頭痛・目まい・吐き気に近い状態にいるかもしれないという例をお話ししましたので、学校側でも、例えばそういう柔軟剤をまとっている人が結構いらっしやいますので、ただ口にできないだけではないかと思いますので、そちらの認識をしていただける方向に検討してはいただけないでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

柔軟剤の使用等についてなのですけれども、こちらにつきましては、各家庭にいろいろ御協力をいただかなくてはいけないものでありますので、直ちに全ての使用洗剤などを規制することはなかなか難しい面がございます。

ただし、先ほど議員がおっしゃったとおり、化学物質に過敏で心身に影響を受ける児童生徒や教職員がいる場合も考えられますので、保護者会や学校だよりなどにより、各御家庭に啓発してもらえるよう、学校に働きかけを行っていきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） それでは、3番の行政のこれからの対策ということで、公共の場など多く人が集まる場所では、化学物質過敏症を誘発するような香料の使用を控えるなどの配慮とともに、相談できる環境をつくっていただけないでしょうか。私自身も3年前にどこに相談したらいいかわからなくて、学校の給食着の香り、どうしよう、どうしようといったときに、ああ、やはり議員さんかなと思ってお願いいたしました。そういうのを皆さんに知らせていただいて、もしこういうのがあれば、こういうところに相談していただきたいというのを提案いたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） 2番 渡邊議員の御質問にお答えいたします。

相談の場所につきましては、保健福祉課のほうで健康相談を毎月行っておりますので、そういう場面のほうで一応相談いただけるのが、町の中では一番の策かと思いますが、あとなかなかこの化学物質の過敏症については、2009年に病気として認定はされていますけれども、まだまだ周知されていないところがありますので、お医者さんの中にもまだちょっと格差が出ているかと思っておりますので、そこら辺はあとまた県のほうに投げかけていきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） この病気は、とても判定しにくい病気だと思います。青葉台に実際に化学物質過敏症の人がいらっしゃいます。お話を伺いました。だるい、目まい、吐き気がする。そのときに行った病院では、どこも何ともなかった。私の病気は一体何だろう。そう思っているときに、インターネットで調べていたら、この症状が出てきて、もしかして私、化学物質過敏症ということで、病院を探して行ってきた。私の親友も化学物質過敏症です。私はもう十何年も前から友達が化学物質過敏症なので、すごいいろんな香料に反応するので、全然そういうのを使わない状態のお友達からいろいろ話を聞いております。本も読んでいます。

それから、ことしの8月に河北新報の1面に大きく、大きくこのことが取り上げられておりました。そちらのほうをごらんになった方はいらっしゃらないのでしょうか。本当に大変なのです。その人が来ると、もう体がこわばると、青葉台の方はおっしゃっていました。それが化学物質過敏症だと気づくまで、診断してもらえるまでのそのプロセスは本当に、内科だ、眼科だということで、いっぱい病院を歩くのだと思います。

そういうことも含め、その相談をここにすればいいというんじゃなくて、やはり皆さんに何かありましたら、こちらのほうに相談をしてくださいという、その啓発はどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

町長の答弁にもございますけれども、今後、ホームページや広報りふのほうを使って、御理解が、住民の方々に理解できるような中身のものを周知していきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 自治体も啓発に力を入れているところがあります。仙台市は5月にポス

ター1,000部を作成し、公共施設に張り出しました。ホームページにもアップいたしました。多賀城市は12月の市議会に香料問題が取り上げられ、教育委員会より市内の小中学生徒の保護者に香料についての文書を配布、名取市議会は香料の健康被害に関する調査研究や香料自粛に関する意見書を議決し、関係大臣に提出しております。富谷市もホームページや広報で取り組んでおります。ぜひとも学校と公共施設の周りから少しでも香りの害が減りますよう、御検討ください。

なお、先ほどの人たち、いっぱい、結構いるのですけれども、化学物質過敏症が、文化複合施設が今度できるにしても、こういうことを公共施設で啓発していただかないと、せっかくの複合施設に行けない人がいっぱいいるかもしれません。そちらのほうも御検討していただけるでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 文化複合施設推進室長。

○文化複合施設推進室長（近江信治君） 2番 渡邊博恵議員の質問にお答えします。

文化複合施設のほうでも、その辺、今から検討できるかちょっと、今後課題として取り入れながら、検討してまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 本当にこの場でしっかりと、この化学物質過敏症というものを認識していただいて、啓発に力を尽くしていただきたいと思っております。町のほうも勉強していただいて、いっぱいもしかして予備軍がいるかもしれませんので、お願いいたします。（「答弁は要らない」の声あり）質問、そちらのほうをまず一番最初に、どのような形で私のこの話を聞いて行動を起こしていただけるのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

渡邊議員のほかに、安田議員からもこの質問を受ける予定になっておりまして、この化学物質過敏症については、やはり重要な案件だと思いますので、今後、いろんな場面を使って周知をしていきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、2番 渡邊博恵君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩とします。

再開は13時50分とします。

午後1時36分 休 憩

午後1時48分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 鈴木忠美君の一般質問の発言を許します。鈴木忠美君。

〔7番 鈴木忠美君 登壇〕

○7番（鈴木忠美君） 7番、21世紀クラブ、鈴木忠美でございます。今定例会には2問を質問させていただきます。

まず、一番最初の災害発生の対応策について。

10月12日の台風19号では、本町としては、今までにない被害が発生した。災害発生時の対応策などについての取り組みについて伺います。

（1）台風19号到来について、町としてはどの程度の被害発生を想定していたか。

（2）避難指示時期は適切と捉えているか。

（3）現在の河川側溝状態の管理はどのように行っているか。

（4）被災された方々への町の対応は。また、被災者から町に対する要望などはどんなことが出ているか。

（5）町として各種地域防災計画、資料、それから地震、津波、風水害対策編等を整備して、防災・減災に対応しているが、今回の災害を踏まえ、実態に即した整備をする考えはあるかをお伺いいたします。

大きな2番、旧葉山学校建設予定地の活用は。

葉山地区には学校建設計画用地があったが、団地造成の計画入居者に満たなく、第2期工事は中止となった。住宅建設用地も緑地に地目が変更され、当初計画された学校建設も児童数が少なく、建設計画はなくなった。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

（1）町としての今後の用地活用の考えは、どのように考えているか。

（2）東部地区の活性化及び町民、特に高齢者支援策として、パークゴルフ場を整備する考えはないか。

以上の点についてお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。1、災害発生時の対応策は、2、旧葉山学校建設用地の活用は、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 7番 鈴木忠美議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の災害発生時の対応策についてお答え申し上げます。

まず、（1）と（2）とは関連がございますので、一括してお答え申し上げます。

町では、台風19号の到来について、気象台や宮城県からの情報をもとに、早い段階から配備態勢を構築し、情報の共有を図るなど、利府町への最接近に備えた対応や準備を行ったところでもあります。

台風19号の到来が予測された10月12日は大潮であったことから、沿岸部での高潮による被害発生や、町内での大雨による土砂災害や低い土地での浸水被害の発生を想定し、避難所を浜田・須賀地区については午後2時、町民交流館については午後5時に、それぞれ開設する準備を行ったところでもあります。

また、避難指示等の発令につきましては、警戒レベル3の避難準備、高齢者等避難開始を午後5時に、町内全域に対して発令するため、事前に防災行政無線及び消防団車両により、避難所開設予定の広報を行っております。そのほか町のホームページ、エリアメールなどを利用し、避難情報の発信に努めております。

避難所開設後は、台風の接近に伴い、気象台などから発表される警報等に応じながら、午後7時40分に気象台発表の大雨土砂災害・浸水害警報を受け、土砂災害危険箇所を有する町内の一部地区に警戒レベル4の避難勧告を発信するとともに、午後8時50分には区域を町内全域に拡大し、警戒レベル4の発令をいたしております。午後11時10分には気象台発表の大雨特別警報を受け、警戒レベル5の災害発生情報を町内全域に発信するなど、町では気象台の発表をもとに段階的に発令を実施しており、適切な対応であったと考えております。

次に、（3）の河川や側溝の管理についてでございますが、河川につきましては宮城県が管理を行っておりますが、今回の台風19号により堤体が損傷した砂押川及び藤田川については国庫負担金を活用し、県が災害復旧を行う予定となっており、その他の小規模な損傷箇所につきましては、順次、災害復旧工事等を行う計画と伺っております。

また、町が管理する側溝につきましては、日ごろから清掃や修繕を行っているところですが、台風などによる大雨が予想される場合には、事前にため池や堰の確認を行っております。なお、台風19号により側溝などの土砂堆積や一部側溝周辺が洗掘された箇所については、順次、側溝清掃や復旧作業を行い、排水機能の回復に努めてまいります。

次に、（4）の被災された方への町の対応と被災者からの町に対する要望などについてござ

ございますが、今回の台風19号では、約130棟に及ぶ家屋に床上・床下浸水が発生するとともに、水田などの冠水、住宅地や農地などののり面の土砂崩れなど、多くの被害が発生しているところでもあります。

本町では、早々に総合相談窓口を設置し、家屋や車に被害を受けた方々からの支援の相談や、土砂崩れした土地の所有者などからの対応等の相談に対応するとともに、被災された方々には罹災証明書や被災証明書の発行、災害廃棄物仮置き場の設置、消毒用石灰の配布などを行っております。特に10月中は土日祝日も窓口を開設し、町民の皆様が利用しやすい体制で対応したところでもあります。

また、災害援護資金制度や災害見舞金制度、住宅の応急修理制度など、支援制度の周知や、町税や水道料金などの減免などについても、広報りふ臨時号を発行し、周知に努めてきたところでもあります。

最後に、（5）の実態に即した各種地域防災計画を整備する考えについてでございますが、今回の台風19号を含め、最近の台風や低気圧による大雨などは、これまでに経験したことのない豪雨となる事象が頻発しており、各地に大きな被害をもたらしております。現在、国では気象情報発表内容や市町村が発令する避難指示等について、住民の皆様によりわかりやすい防災情報を早い段階で発信できるよう、見直しを行っているところでもあります。

町といたしましても、住民の皆様の生命・財産の被害軽減を図るため、これまでの災害の状況を踏まえた内容精査などを行い、現状に即した計画となるよう、地域防災計画の見直しを行ってまいりたいと考えています。

次に、第2点目の旧葉山学校建設予定地の活用についてお答え申し上げます。（1）と（2）とは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

当該用地につきましては、現在、東部6町内会からの要望により、コミュニティー形成を目的として行政財産の使用を許可し、ソフトボールや各種スポーツ事業に活用されております。

今後の用地活用計画につきましては、現在のところ、明確な方針を決めるまでには至っておりませんが、当該用地の将来的な活用について、今後の公共施設全体の利用方法を踏まえた上で、地区住民の皆様の意見をいただきながら、慎重に検討していきたいと考えています。

また、この場所へのパークゴルフ場整備の御提案についてでございますが、パークゴルフは高齢者の健康増進や生きがいがいづくりに大変効果があると認識しております。しかしながら、既存施設の老朽化など、町の喫緊の課題となっている事業の優先順位の見きわめが必要なことか

ら、当該用地の将来的な活用については、パークゴルフ場の整備のみならず、さまざまな用途を検討する必要があると考えておりますので、御理解願います。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） ただいま町長からお答えいただきましたけれども、再度質問させていただきます。

1番目の台風19号到来に伴い、町としてのどの程度の被害想定をしたかということですが、この台風が発生した時点から、気象庁は12日から13日にかけて、近畿から東日本に接近、上陸、広範囲で暴風や大雨となり、土砂災害や浸水、河川の氾濫、高潮に厳重な警戒を呼びかけていたと。これらの情報に対して町はどのように対策をとったかということで、今いろいろその辺をお聞きしたのですけれども、浸水の発生は想定したという、これはどのような想定をしたのか、まずお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。生活安全課長。

○生活安全課長（鈴木啓義君） 7番 鈴木議員の御質問にお答えします。

今回の台風19号の被害の想定でございますが、テレビ・メディアで情報が事前に入ってきておりましたので、町内においても被害が発生するであろうというところで、町長答弁の中にも申しておりますが、沿岸部での高波の被害があるであろうというふうに判断しております。あと、土砂災害の発生箇所、防災マップに掲載しておりますが、そういったところでの土砂崩れが予想されるということで、それらの箇所の点検・パトロール、あとため池等の水の管理というようなところで対応したというところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 今、前の渡邊議員からも質問がありましたけれども、私の地区で道珍坊の堤がありますね。あの辺については事前にフジタニさんのほうにはそういう情報というのは、お話は申し上げていたのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（鈴木啓義君） 再質問にお答えします。

道珍坊ため池の点検については行っております。それとあわせて、道珍坊さんに直接のお話というものはしておりません。広報によりまして、その情報で避難指示というような形では流しておりますが、直接のものはやっておりません。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 結果で言うわけではございませんけれども、あの道珍坊地区というのは、あのおり上に堤がありまして、もうすり鉢状態なんですよね。それで、やはりこれだけ報道で大型のが来るということがあったら、当然、ある程度想定されたと思うんですよね。人的被害はなかったにしろ、もうちょっと早目にやはりその辺のところ、町として、今の話だと連絡していないということですけども、やはりその辺は、その場所によって、やはり堤がある、近い、民家について先ほど渡邊議員の質問の中にもありましたけれども、その辺はやはり把握から漏れているわけですか、それともしなくとも町の一般広報でよろしいという認識ですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（鈴木啓義君） 再質問にお答えします。

今回の台風被害については、想定される範囲がかなり広いというようなこともありまして、広報車を使いながら、巡回しながら広報作業に当たったということでしたので、個別の対応をしたものとしては、今のところなかったということが現状でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 今、広報車というのが出たから言いますけれども、実は12日の13時55分ごろですか、13時5分ごろ、生涯学習センター避難所ということで防災無線でありましたよね。ありました。13時55分にやったんですよね。避難所も開設したということで、ところが反響で何を言っているか全くわからないということで、私は直接、議会事務局に電話を入れました。じゃあそれはわかったのですけれども、ああいう状態なんですよ。

それで今、広報車でやったというのは、例えばあそこのすり鉢のフジタニさん、道珍坊温泉あたりで広報車でちょっとね、上行ったって、全くそれはないのか。私が言っているのは、ああいう危険な箇所は足を運んでも、一言こういう状態がありますから気をつけてくださいよというお声かけがあってもしかりじゃないかなと思って今、質問しているのですけれども、どうでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（鈴木啓義君） 再質問にお答えします。

ただいま防災無線が大雨によりまして聞こえないというようなことでございましたが、事前の告知ということで、雨が降る前の対策として広報車は回しております。あと、雨が降って聞こえない対策としましては、先ほど避難の情報につきまして防災行政無線、最高のレベルで放送はしているが雨のため聞こえないという方は、確かにありました。そのために、いろいろな

メディアを使いまして、携帯のエリアメール、または町からのメール、テレビなどでの放送、そういったもので情報を個人がつかんでいただいて、率先して避難をするというようなことを呼びかけております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 今回の台風については、いろいろ各地でイベントの中止とか、あるいはJRでは計画運休、飛行機も欠航とかということを目に皆手を打っているわけですね。そういう中で、利府町は防災無線で広報したといえど、あの防災無線についてもやはり今後ちょっと検討しなきゃいけないのか、非常に聞こえのいいところと聞こえが反響してすごく聞きづらいところとありますので、その辺はやはり今後ちょっと考えていかなきゃいけないのかなど。せっかく大金をかけてつくったものでありますけれども、この辺も今後考えていただきたいと思えます。

2番目に参ります。避難指示時期は適切と捉えているかということに対しては、気象庁の予報を段階的に発信したと。全くそのとおりだと。10月の12日14時ごろから須賀・浜田地区から避難所の開設が始まり、降雨の状況を見ながらということは、これは気象庁の指示だと思えますけれども、その辺を参考にしながらやった結果、17時から20時50分までさらに5カ所の避難所を開設していると。

だが、17時以降というのは、避難指示が出されても、あの雨の状況、それから大雨の中で道路にも雨が浸水している中で、避難するという事は非常に困難でないかなと私は思うんですよ。その辺については、あくまでも気象庁のあれでしかできないということの解釈でしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（鈴木啓義君） 再質問にお答えします。

避難の準備情報ということで、明るいうちから避難所開設に向けて職員が出てきております。それで、避難所の開設が、5時には開設できるというような情報から、そういったもので情報を提供したものでございます。できれば明るいうちに避難していただけるように、特に高齢者、障害者の方には、準備情報というものを行っておりましたが、中には怖いので事前に避難したいという方もいましたので、そういう方については避難所開設前に避難のための補助をしております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 最近はこのとおり、予想外の大雨とか地震とか、いろんなのが来ます。

いつも報道されていることは、早目の避難、高いところへの避難、場合によっては外歩きは側溝等への転落等の危険があるので、自宅の2階に避難しなさいとかと、いろいろ出て、状況を判断して自分の命は自分で守りなさいということはよく報道されていますけれども、今回の台風については非常に大型であるということは、多くの方は認識していたと思います。明るい時間帯、早目に町として危険な箇所、これは増水予想箇所、あるいは崖崩れの予想箇所などについて、地区住民に避難所の早期開設と早期避難を行うべきではなかったかなと思います。避難指示があったときはもう駐車場も水浸しと。場合によっては車の中まで水が入っていたということで、そういう苦情が寄せられました。

当然役場のほうでもそういう情報が入ったと思いますけれども、やはり明るい時間帯に、早目に避難所を開設するべきだと思いますけれども、もう一度お伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（鈴木啓義君） 再質問にお答えします。

議員御質問のとおり、明るいうちからの避難ということで、たまたま宮城県に接近するのが夜中というようなこともありまして、そういった時間になったということで、大変、もう少し早目に開設して準備できればというふうには思っておりましたが、そういった時間になったということが現状でございますので、今後の検討課題とさせていただきます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 今後にはぜひそういうところも参考にさせていただきたいと思います。

次に参ります。現在の河川・側溝状態からどのように行っているかということに対しては、河川については県だというから、これは前からいろいろお話は受けております。町の管理の側溝、日ごろから清掃や修繕を行い、大雨が予想される場合はため池や堰の事前確認を行っている。側溝の日ごろからの清掃、どのような方法で行っていますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） お答えいたします。

側溝の清掃に関しては、道路のパトロール等にあわせまして、集水ます付近とかに例えば土砂がたまっているとか、そういう支障物がある場合は撤去するような形と、あとは状況に応じては年次計画で面的な整備というふうな対応を逐次、維持修繕の中で行っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） それでは、ここで議長には了解を得ていますので、ちょっと写真、町長と都市整備課長のほうにお渡しします。今写真をお渡ししましたけれども、今回の台風で勿来川、氾濫・決壊はしなかったけれども、流木・ごみなどが河川外ののり面の立ち木に引っかかり、氾濫まで約1メートルそこそこじゃなかったかなという思いです。

今、町長、それから課長、写真をごらんになってください。①というのは台風19号接近前の勿来川、15時現在の写真です。②というのは、翌日6時半の勿来川の水の引いた後であります。②も同じでございます。③というのは台風13号、勿来川ののり面の立ち木ということで、これは約10日間ぐらい過ぎた後、見ていただければ、こんな状態だということです。それで、④、⑤についても、⑤を見ると大体、これは塩釜吉岡線の橋から、踏切を渡った橋から加瀬方面を撮った写真ですけれども、こんな状態で約、氾濫まで1メートルぐらいになっているという状況。もちろんもう課長のほうでもごらんになっていると思いますけれども、ずっと回った中で一応こんな状態であります。

今回の台風はかなり大型で予想することから、私はね、実は12日の15時から2時間かけて23時までずっと回りました。5回回りました。5回目回ってうちに帰ったときは、逆にうちがあと5センチで玄関に水が入るところだったので、それから寝られなかったんですよ、いつ床上になるかと。床上はまだ別ですけれども、玄関にも水が入るまであと5センチぐらいになっていたのですけれどもね。

その状況で、やはり大雨等になれば、今までの雨と違って、予想外のやはり総雨量というのがありますので、やはりこういうところを、前、今まで一般質問の中で、その勿来川の、あるいは砂押川の立ち木を切ってください、それからしゅんせつしてくださいということを再三お話し申し上げてきたところ、これまで私もこの件では2回ぐらい質問して、砂押川について橋から下のほうをやってもらったのはありますけれども、あとちょっとこっちは今まだやっていないということで、たまたま今回氾濫・決壊はしなかったけれども、これをそのままにしておいたら当然氾濫して、氾濫することによって今度、堤防が削り取られて決壊という、つながるといふ流れでありますので、やはりこの辺は町のあれではないけれども、県に対してやはり強力で改善してもらわなければ。それは何かというと、必ず県は優先順位とかということで、多分それで、ああ、そうですか、早いうちにお願いしますというだけで、それじゃなくして、やはり災害をこうむったときは、一番あれなのはやはり住民なんですよ。現金をもらっ

てもどうにもならないんですよ、そんなのは。

そういう意味では、私はこれまで住民の声を代弁してこの場でお話ししているので、ぜひその勿来川、そして砂押川の立ち木の伐採、そしてしゅんせつ関係を早目にやっていただきたいのだけれども、その辺についていかがでしょう。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） お答えします。

この件、県の河川管理の中でございますが、議員御指摘のように、やはり河川内のこういう流木等が流下速度に支障を与えたりというふうな状況がありますので、町としても随時というか、必ず御質問なんかをいただいたら、即座に土木事務所のほうに出向いて、こういう状況でということで現地を確認していただいて、全部とはなかなかいかないのですが、部分的には、多分議員御承知のとおり、勿来川のつけ根とか、そういう一番ひどいようなところから順次対応していってらっております。ただ、町としてもこういう現状を踏まえた中で、再度県のほうに強く要望したいと考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） では、次、写真の⑥、⑦をごらんになってください。側溝関係。これも側溝の整備ということで、前、所管課に行っているいろいろ、側溝の清掃、やってくださいとお話し申し上げたのですけれども、結果、この工事は台風が終わった後のやつです、10月24日にこの側溝の土あげ水、これは町で依頼したんじゃなく、防災協かな、町で指示したんじゃないでしょうね。ではないよね。たしかこの間。町でやったの、これ。町で依頼したの。町で依頼したのは、これは台風の後なんですよ。台風の後。

では、その⑦を見てください。私、うそついたと言われるとあれだから、あえてトラックに積んで土の状況を見もらうために⑦を挙げたんですよ。トラックの荷台を見てください、土。わずか10メートルですよ、土上げたの。これだけの土がたまっているんですよ。そうしたら側溝というのは名だけの側溝であって、水の流れる側溝じゃないですよ。側溝のあの金具のところから草は出てくる、側溝を見たら土はもっさりなっているということで、だから私は側溝をきれいにしてくださいということをお話ししている。

それを毎日側溝、してくださいというのも、これは無理なことです。これはある程度側溝についても町内の方がいろいろやればいいのですけれども、何せあのふたというのは重いもので

すから、それで手を挟んだとか、あるいは側溝というのは道路の脇ですから、交通事故等々につながったのでは、これなんで、なかなか町内会でやるというのも、非常に難しいと思うんですよ。そういう意味で、側溝の清掃等については、計画性はないのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） お答えします。

確かに常日ごろの維持管理、ちょっと若干、側溝自体にたまっている箇所というのは確かにございます。そして、今回の台風に関しまして、特に部分的に水の寄る箇所があって、土砂堆積等なっております、一応応急的に、これは既に終わっているのですが、議員からいただきました、この写真の箇所を含めて、5路線について応急的に約190メートル、集水ますの付近とか、排水に支障がある箇所については、190メートルの応急の土砂撤去というふうな形とあわせて、特に今回、冠水したというか、路面とか浸水になった部分がございます、約8カ所で約1,300メートルぐらいを今後、補正予算に災害復旧関連で側溝の清掃等を計上しておりますので、そちらをあわせた形で、やはり側溝の排水機能強化というふうに取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 今回の台風に限らず、これまでの雨降ったときでも、結構そういう土がたまっているものですから、側溝から水が道路に上がっているというのがいっぱい出ているので、その辺は当然、町さんではどこがどういう状況と把握されていますよね。お伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） お答えします。

そちらの道路の状況については、先ほど申したような形と、パトロールとあわせた形、あと地元の町内会のほうからこういうふうな状況であるというふうな御連絡等を踏まえた形で対応をしたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） では、その一番最初のやつを終わる前にもう一つ、河川関係でちょっと、河川で、あそこの台風の後片づけなのですけれども、さっきの、これまた渡邊さんが質問した、いつ片づけるのと、県のやつですよ、だからあの河川も県のやつですけれども、あの状態で一般ごみが投棄されているんですよ。一般ごみがあのごみに混ざって、ごみを投げられていると

いう、そういうことで、いつやるのということ聞かれて、これ、県のやつなもので、町を通して県のほうにも早くに整備してもらおうようにということでお話ししているけれども、ごみを投げられるということで、結局、写真に、見てわかるとおり、これ、ごみなんかかかっているでしょう。これと同じ、ごみを捨てられるということなんですよ。

そういうことがいろいろ、住民のほうから出ているので、だから、きょう、県も一気にこの災害の後片づけを全部一気にやるということは難しいことは十分認識しております。やはりこれも優先順位でいろいろこう、やっていくのしょうけれども、ぜひそういう、町民は見ておりますので、早目の対策を県とつないでいただきたいけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） お答えします。

先ほどの除去とあわせまして、こちらのごみについても、県のほうに要望してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） では、次に参ります。

次、被災された方への町の対応、被災者から町に対する要望などということ、これについて町としては、総合窓口を開設したとか、それから支援制度、町税の減税、それから一番のあれは、この早速、次にこの、これをね、臨時号を出した。いろいろ細やかに出してくれたということは、これはある程度早目にやってくれたなということ。ただ、これを見た中で、どれだけの人がこれに該当、該当しないほうがいいんですよ、該当しないほうがいいのですけれども、この中でこんなに御丁寧に出してもらったけれども、どういうふうになっているのかなということちょっとお聞きしたいのですけれども。

その中で、まず最初、10月31日現在の調査中で、3件が調査中とあります、その件数は、内容はどのようになったでしょうか。10月31日の説明会があったとき、3件が調査中とありましたよね。公共施設も含めてかな。それと、それから被害の件数の増減というのはありますか。それについてお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁。生活安全課長。

○生活安全課長（鈴木啓義君） お答えします。

被害状況の把握でございますが、毎日、日々変わってまいりまして、その都度、情報を集計しておりまして、ただいま御質問の3件調査中というものがどこに値するものか、ちょっと確

認とれませんので、お答えできないのですけれども。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） その被害件数についても今、一応その2つについては後日ということになりますね。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（鈴木啓義君） 10月の末現在で捉えている数字がございますので、そのデータを後ほど差し上げたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） それでは、先ほどお答えの中で、支援制度をいろいろやられたということで、被災住宅に対する公的支援・支給状況について、おわかりになったらちょっと。どの程度、この被災で、こういうところであったということがあったら、教えてください。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） お答えします。

住宅の被災された方につきまして、まずこちらの都市整備のほうに相談というふうな形で、応急補修制度につきまして2件の準半壊と判定された方からの申請をいただいております。あと、また被災者住宅再建支援というふうな、建て直すとか、その辺については現在のところ、ちょっとどうするかということは今検討している方が1件ございます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） そうすると、今回の例えば公的資金の支給状況ということは、まだ1件もそれはもう定まっていないということの解釈でよろしいですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） 応急の分については2件、申請いただいた方については、あと修理とかそこら辺が完了して、そちらの該当する補助を行う予定となっております。ただ、被災住宅の再建のほうは今検討中だということなので、こちらのほうはまだわかりません。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 国からの補助もありますし、あと町からの見舞金等々もあろうかと思えます。町からの見舞金というのはどれぐらい出ていますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

現在、15名の方が御申請いただいて支給をさせていただいております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 見舞金の額はどれに該当しますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

全壊のお宅がお1人、あと床上浸水の方が15名ということで、全壊の方お1人については5万円、床上浸水の方15名に関しましては1万円のお見舞金を支給しております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 国の基準ですか、あれを見ると、床上は1メートル80だっけ、以上が大規模半壊とか、全壊については何とかってなっていますけれども、町の前にお話しされた床上等々については、全部1万円ということ、ここで床上浸水のほうに1万円とあるが、この1万円は全部支払ったということですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） 町のお見舞金制度によりお見舞金を支給しております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） こんな自然のあれとはいえど、1万円の見舞金もらったってさ、もらわないよりはいいということにはなるかもしれない。多賀城市が独自のあれということで、床上浸水被害に5万円を支給ということで、11月26日の新聞に載っていましたが、その辺のところについてはどうお考えしますか。ほかの市だから関係ないじゃなくして、うちは1万円でした。1万円をいただいても、やはりその人には心の少しの癒やしになるとお考えでしょうかね。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

災害見舞金につきましては、金額的なものはちょっと自治体にやってやはりばらつきがあるものですから、急遽のお見舞金ということもありまして、前回のを見直さずにこのまま支給させていただいたので、今後検討の必要があるかと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 今後、これは今まで決まっているやつの1万円ということですが、今後

ふえる、ふやして、見舞金を出すということも考えられないわけではないという解釈でよろしいですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

今後検討させていただきます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 床下浸水には全くなし。あくまでも床上浸水という、この間のある数字が床下が101件ということだったけれども、これに対しては全く何もないと。せいぜい石灰を配ったと、欲しい方には配ったと先ほどね。うちの近くの町営住宅もかなり、一番下のところが、下のほうが水をかぶったということで、役場からも地域の方の頼みで坂本議員と現地を見に行きましたけれども、確かにあそこはもう一番低いところですから、水がたまったということで、それで町としても現地を見に来たよと。それで、石灰をくれということで、石灰も10袋ほど受けていただいたということで、石灰も周りにまいてあったけれども、ただ、住人にすれば、やはり下がじめじめするので、このままなんですか、板を外してどうこうならないのですかということもあったけれども、町営住宅だからあれはそのままだということで、あるいは町営住宅以外でもああいうふうな床下浸水あったにしろ、この規定からすると、全く何も見ないという解釈でよろしいですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

町の災害見舞金につきましては、床下の方は対象外となっております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 私もあと5センチで床上浸水になるところだったけれども、まずとにかく床上でも床下でも、やはりそういう状況に遭った人というのは、非常に大変、床上になれば当然、畳がだめになるとかいろいろありますから、それはお金がかかる。床下だから全くかからないということは、人によってはやはり畳を剥がして床板をとって、何らかの石灰をまくとか、乾燥させるとかいろいろやっている方もあろうかと思えます。

そういう意味であえて私は、1万円ということにはどうにもならないので、多賀城さんを見たので、やはり町としても今後、やはりこの辺については増額の見舞い、5万円やったからそれでたくさんかと、それは切りはないと思いますけれども、そういうことも考える筋がある

うかと思って質問したけれども、今課長の考えだと、今後、検討でよろしいですか。検討ということですね、じゃあお願いします。

では、次に参ります。次に町としての防災計画等々、立派なのをつくっております。私もずっと目を通したけれども、大体4冊ありますけれども、前半のほうは大体みんな同じことが書いてあって、あと後半に行ってちょこっとだけ違うと。地震とか、それから津波とか、あるいは風水害ということになっていきますけれども、あの辺について、今回のこの台風19号、あるいはその前のいろいろなことも踏まえた中で、見直しを検討したいというあれがありますけれども、今、例えばどの辺のところを変えたいという検討項目、1項目か2項目、もしあったら教えてください。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（鈴木啓義君） 御質問にお答えします。

今回の台風を受けまして、自然災害を踏まえた上で、国での避難情報発信などの改正を行う予定となっておりますので、これらを情報を受けながら、地域防災計画のものも新しいものに、含めて改正していきたいというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 過日の新聞の中でも、どこの自治体だったかな、どこかでもやはり今回のあれを見た中で、中身をちょっと検討するというものであります。やはり実情に合った、やはりもうこれから想定外のものが起きてくるのが多いものですから、ぜひそれは早目に取りかかっていたきたいと思います。

次、大きい2番に参ります。大きい2番、葉山の学校建設用地の活用についてということで、町としての今後の活用ということについてお伺いしたのですが、これについては今のところ明確な方針は決めていないということであります。今、ここは東部6町内会ですか、6町内会で何か管理されているようではありますが、ここは例えばソフトボールとか、いろんなのに使っておられると思います。この辺について、当面はその形を継続していく考えですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 政策課長。

○政策課長（鈴木則昭君） 鈴木忠美議員の再質問にお答えいたします。

当面はこのままの状況を維持したいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 今そこを使った場合は、料金を収受しているのですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 財務課長。

○財務課長（後藤 仁君） お答えします。

こちらのほうの地域につきましては、行政財産の使用許可という形で、グラウンドの維持管理を条件に、今のところは無償で提供をしております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） この町の土地を活用しているとか、今のあれだと、自主管理を細かくしているから料金を取らないということですよ。そういうことですよ。やはりいろんな施設をつくるにしても、必ず維持管理というのがかかるのですから、あそこは学校建設予定地で今はまだ何も決まっていないからということで、あいている土地だからということでありますけれども、ほかのいろんな施設を使うとき、皆お金かかっているんですよ。減免があるにしろ、テニスコートを使うにしろ、どこを使うにしても、みんな金がかかっているんですよ。

私はやはりそれはそれとして、使用あれというのは取るべきだと思うのですけれども、例えば福祉のゲートボール場と維持管理、私は前から金を取ったらいいと言っているんだ、あそこは。1コート、例えば午前中1,000円取るとか、幾らとかと、やはりそういう、取って、砂入れしたとか、ラインをつくるとかといろいろやるのですから、ほかの種目はお金を取られて、ゲートボール場は金がかからないんですよ。非常に肩身が狭いので、私は金を取るべきだと言っているんですよ。

だから、やはりそういう東部においても、そういうところは金を取ってしかりだと思っすよ。だって、ほかの人たちは、いろいろゲートボール場を借りる施設は礼金とかって皆、借地をしているところについてはそれに金を払ってやっているんですよ。やはりもらうものは、収受するところは収受する、つくるところはつくるという、やはりそういう考え方をしていかないと、ただ、ただでいいということじゃないと思うのですけれども、いかがでしょう、その辺の考え。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。財務課長。

○財務課長（後藤 仁君） お答えいたします。

確かに利用に関しては、使用料というものが発生するのが、これは当然だというふうに思っております。ただ、こちらのグラウンドはもともと学校用地として取得したものでございますが、その計画のほうが進まない中で貸し出しをしているというものでございます。今は用途の

ほうも変更して、行政財産といった状況になっているところで、今後もまだ、今後の利用状況についてはまだ決まっていない状態でございます。ここのグラウンドにつきましては、5万平米、約、ございます。こちらのほうの維持管理をしますと相当な金額も出てきます。また、貸し出しをする料金を取るということは、やはりそれなりの整備が必要になってくるのだろうなというふうに考えております。

こちらのほうはグラウンドとしての整備はしていなくて、今この土地のほうを有効に活用していただくという目的で貸し出しをしているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） だから、それはね、決まるまではまあまあ、お金を取らないじゃなくして、私はお金を取る方向でやはり考えるべきだと思うのですけれどもね。そうでないと、ほかの例えばサッカー場を使っても、テニスコートを使っても、みんなお金を使っている、支払っているんですよ。だから、もらうところはもらう。減免するところは減免するというやり方をやっていくべきだと思います。まだ全然計画もないのなら、これがいつまで続くかわからないんですよ。

そういうところをやはり財政が厳しいというのは、それなりに考えるべきだと思うのですけれども、もう一度お伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 財務課長。

○財務課長（後藤 仁君） お答えいたします。

施設の使用料、それから減免につきましては、ここの土地を踏まえて、ほかの利用施設も踏まえて、十分に検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 今話をした料金収受については、そこだけじゃなく、今言ったゲートボール場も踏まえて、これから次年度の予算、もう始めているかな、ぜひ福祉のほうも金を取ってくださいよ。そういうふうにしてやはりかかるところはちゃんともらって、そして整備すべきだと私は思うんですよ。ただほど安いものはないのですけれども、やはりただの後は怖いんですよ。あと町長から予算がありませんと言われるから。だから、そういうところはやはり出すところは出して、そしてやはり整備を求めるといことだと思しますので、よろしくお願

します。

次に、パークゴルフ場なのですけれども、これ以前にも青山小学校の前ということで、私も2回ほど質問したのだけれども、いろいろ、面積、平面地、造成料がかかるということで、2回目のときはできませんと、1回目では研究調査中ということだから、それについてしたらば、2回目のときは、そういうのはできませんということで、まあ、できないんだ、やむを得ないなということでいろいろした結果、葉山のところを、そこが約5,500平米ぐらいあるものですから、ここに設置したらどうかなという思いを今回提案したのですけれども、今回のところは面積、それから地形、それから造成についてもそうそうかからないので、非常にやりやすいのかなという思いでしたのですけれども、その辺について、ここではまだ考えていないということだけれども、そういうその、最初提案したところがだめだったけれども、今度については全くその辺は考える余地はないでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 政策課長。

○政策課長（鈴木則昭君） お答えいたします。

パークゴルフ場の整備の対象として、葉山地区の学校の建設予定地は、建設場所としては条件的には建設は可能だと、整備は可能だというふうに考えますが、逆に葉山のあの場所につきましても、宅地というか、造成地としてインフラも入って整備されている、とても貴重な場所でございます。要は宅地化もできるというふうな場所で、整備がきれいに整い過ぎて、パークゴルフ場としての活用はどうなのかなというふうな思いもしております。

議員からはいろいろ御提案をされておりますけれども、町長が答弁しておりますように、いろいろ公共施設については今後、いろいろ検討していかないといけないという事情がございますので、現在のところ、パークゴルフ場の整備の考えは持っておりません。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 確かに今課長がおっしゃったとおり、あそこはもう平ら地だから、あそこはもう宅地にしたほうがいいというのはわかります。あそこにもすぐできるのだから。ただ、今回私がお話ししているのは、やはりその丹勝が閉鎖しているというのをわかっていますよね、ゴルフ場。今まではあれで比較的利府の人はそこを使ったり、あとは大会とかというと大衡に行ったりと、いろいろやっています。今、パークゴルフの人口はゲートボール、グラウンドゴルフ……パークゴルフが一番多いんですよ。それで、これは高齢者だけじゃなく、もう男

性、女性、子供から、もう結構家族ぐるみでやっている。その中でも私は特に高齢者、高齢者の支援のためにもぜひやってほしい。高齢者はいいのですけれども、今度は運転免許の自主返納ということで、もう足がなくなっているものですから、みんな遠くに行けない。何とか利府にパークゴルフ場、そんな、72ホール要らないよと。何とかその辺できないのかと。

今課長おっしゃるとおり、あそこはパークゴルフ場でなくても、新たにまたパークゴルフ場をといたら、こんな山からやったら造成地の費用ばかりかかると言われるんですよ。いつの間にかできない。今、利府の人口を3万6,000からどんどんふやして、5万人を目指しているのかどうなのか、その辺も十分ふやすために、その宅地としてとるのか、住んでいる人が、ああ、利府に住んでよかったという、そういうもとに利府町をつくるのか、その辺の考えを町長、いかがですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 鈴木忠美議員の再質問にお答えいたします。

御質問ありがとうございます。利府町に住んでよかったということは、私たちが一丸となって目指しているところでございます。ただ、パークゴルフ場の整備が今、課長がお答えしたように、葉山の再利用ということで、忠美議員から物すごく熱の入ったお話で、ちょっと早口過ぎて私、何をお話ししているのか、途中からちょっと聞き取りづらかったのですけれども、申しわけございません。

ただ、本当に私たちが目指す方向性は一緒だと思っております。そこは忠美議員おっしゃるように、老若男女楽しめる場所、または楽しめる手段がパークゴルフ場だということであれば、私もパークゴルフ場の県南のほうの水がめであるほうのパークゴルフ場にお供したこともありますし、また大衡村の立派なパークゴルフ場で皆様の大会で祝辞を述べさせていただいたこともあります。

そうした利用、うまく広域で活用していただいて、皆さんで車で乗り合って支え合いながら、体の健康を大事にさせていただくというのが、一番いいのではないかなというふうに思う次第です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） ここにパークゴルフ場をつくるということは、東部開発、東部開発といっても、なかなか東部のほうに明かりがつかないものですから、やはりそういうものでもつくることによって、向こうに足を運ぶ人も出るだろうし、当然それに伴って、今度、赤沼地区に

も商店街等々もういろいろ、飲食とかも引き継ぐこともできるということもあり得ると思うので、そしてまたやはり先ほども言ったとおり、町民多くの方がパークゴルフ場の愛好者が多くなっているので、何とかこれね、パークゴルフ場建設について、調査研究だけはしていただきたい。調査研究だけではない、調査研究をしてもらいたい。だけはちょっと、調査研究だけしたと言われるから。調査研究して前向きにやはりこれはね、建設に向けて、町民のためにそういう、高齢者のためにもぜひやっていただくということで、その辺にはもう一度お答えいただきましょう。

○議長（吉岡伸二郎君） 政策課長。

○政策課長（鈴木則昭君） それでは、お答えいたします。

引き続き、パークゴルフ場につきまして調査研究をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） では、調査研究に終わることなく、実現に向けて進むことを、町長よろしいですね、ひとつよろしく願いをして、私の質問を終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、7番 鈴木忠美君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、明日は定刻より会議を開きますので御参集願います。

本日は御苦労さまでした。

午後2時43分 散 会

上記会議の経過は、事務局長菅井百合子が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和元年12月3日

議 長

署名議員

署名議員